

議 事 日 程 第 4 号

令和2年6月15日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	小 久 保 広 信	議員	2 番	影 澤 政 夫	議員
3 番	我 妻 徳 雄	議員	4 番	太 田 克 典	議員
5 番	山 田 富 佐 子	議員	6 番	佐 藤 弘 司	議員
7 番	高 橋 壽	議員	8 番	高 橋 英 夫	議員
9 番	山 村 明	議員	10 番	堤 郁 雄	議員
11 番	関 谷 幸 子	議員	12 番	遠 藤 正 人	議員
13 番	島 軒 純 一	議員	14 番	工 藤 正 雄	議員
15 番	齋 藤 千 恵 子	議員	16 番	成 澤 和 音	議員
17 番	中 村 圭 介	議員	18 番	鳥 海 隆 太	議員
19 番	古 山 悠 生	議員	20 番	井 上 由 紀 雄	議員
21 番	小 島 一	議員	22 番	島 貫 宏 幸	議員
23 番	木 村 芳 浩	議員	24 番	相 田 克 平	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長 中 川 勝 副 市 長 大河原 真 樹

総務部長	後藤利明	企画調整部長	遠藤直樹
市民環境部長	森谷幸彦	健康福祉部長	安部道夫
産業部長	菅野紀生	建設部長	星野博之
会計管理者	小関浩	上下水道部長	高野正雄
病院事業管理者	渡邊孝男	市立病院 事務局長	渡辺勅孝
総務課長	高橋貞義	財政課長	土田淳
総合政策課長	安部晃市	教育長	土屋宏
教育管理部長	渡部洋己	教育指導部長	今崎浩規
選挙管理委員会 委員長	小林栄	選挙管理委員会 事務局長	吉田真一
代表監査委員	森谷和博	監査委員 局長	片桐茂
農業委員会会長	伊藤精司	農業委員 会事務局長	穴戸徹朗

出席した事務局職員職氏名

事務局長	三原幸夫	事務局次長	細谷晃
庶務係長	澁江嘉恵	議事調査係長	渡部真也
主 任	藤崎優一	主 事	齋藤拓也

午前 9時59分 開 議

○鳥海隆太議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第4号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○鳥海隆太議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、新型コロナウイルス感染症による本市への影響と対策について、13番島軒純一議員。

〔13番島軒純一議員登壇〕（拍手）

○13番（島軒純一議員） おはようございます。

皆さんのただいまの興味は金曜日の野球のバッテリーネタをやるかどうかというところにもおありかなと。高橋壽議員の最後の質問のときに、日没、没収試合にならないようにというお話もありましたので、再開をすべきかどうか非常にこの2日間迷ったところでありますけれども、成澤議員の仕組みだわなといいますか、最初の流れをずっと金曜日の人たちは引き継ぎましたので、そのまま私も乗るのもしゃくに障るなという思いもありまして、今日はやらないと、私はやらない、次の方がやるのは御自由にということであります。ただ、ここまで話している時点でまんまと乗せられているという感じは否めないわけでありまして、けれども、今日は私の場合はそういうふうにさせていただきたいなと思います。

さて、コロナ対策に集中していただくために、今回の質問は、やるべきか、やらないほうがいいのかと迷ったときもありました。現に他市町では対策に集中してもらうためにという考え方ですね、そういう考え方で申合せとして質問をやらないうち議会もあると思います。そういう報道もありま

す。ただ、私は、こういうときだからこそ、整理をつけながら、あまり複雑なデータも要求しないようにしながらですけれども、やはりこういうときだからこそ議会人としての務めを果たすべきだろうという強い信念の下、今日は質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今回の新型コロナウイルス感染症の発生は、先が見えない中で緊急避難的な対応を迫られ、経済活動や社会全体の仕組みを一時的に見直しながら進んできたと言えます。それが緊急事態宣言下での外出自粛や3密と言われる状態を避けるなどの対応であり、その結果、飲食業や観光業などはもちろんのこと、ありとあらゆる業種に影響を及ぼしています。当然のことながら市民生活全般への影響も大きく多岐にわたる結果となっています。

この非常事態に臨み、市長はじめ当局の皆さんがその対策において数々の事業を展開し、本市の市民と経済への影響を少なくするために一生懸命努力されていたことに心から敬意を表するものであります。

しかし、フェーズも目まぐるしく変化し、当局にも追加的な対応や、より迅速な対策が求められていると思います。議会においても、新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時会は、市民生活や市内経済への影響を最小限に食い止めるため、迅速な議決が必要との判断から、委員会付託を省略して市政協議会等での説明によって認めてきました。早急な対応のためには大筋でよしとして進むことは致し方ないとの苦渋の判断であります。

しかし、急ぐ状況の中で抜けている分野や内容はないのか、救うべき対象でありながら忘れ去られた人はいないのか、市民や米沢の経済発展のために頑張っておられる方々を本当の意味で救っているのか、たとえ事業の展開中であっても追加して対応すべき事業はないのかを検証し対応すべきであると思います。

そこで、このたびの一連の対策において、展開を含め今までの施策でその取組内容や事業設計自体に対しての指摘、要望にはどのようなものがあったか、特に経済分野ではどのようなものがあったのかをお聞きいたします。

次に、米商連共通買物券事業費補助金の議決後の事業内容の変更についてでありますけれども、発行総額の検討はその事業の有効性を検討するために重要な要素です。今般のコロナウイルスにおける市内経済の落ち込みを発行総額が多いほどカバーすることができ、積極的に予算を組んできたと評価をして賛成しました。また、今般の商品券は、商店の救済という側面とコロナウイルスで生活が困っている人への支援という意味合いも大きいはずで、欲しい市民へなるべく行き渡るという意味でも発行総額や発行冊数が多いほうが効果的であります。

発行総額6億円、プレミアム率20%、販売冊数予定5万セット、これが議会が期待をし認めた数字であります。プレミアム分と事務手数料等の市からの補助金1億2,500万円を自由に使ってよいと白紙委任したものではありません。しかるに、議決後の所管委員会と市政協議会に示された説明では、発行総額4億2,900万円、プレミアム率30%、販売冊数3万3,000セットとの内容でした。これでは期待した6億円の経済効果は望めず、また販売冊数も5万セットからの大幅な減少から、多くの市民に行き渡るようにという議会の思いを裏切る行為と言わざるを得ません。

どのような経緯で議決のための説明と変わったのか。米商連とどのようなやり取りがあったのか。もし当局が積極的、主体的に議決を無視した内容を推し進めようとしたのなら大変な問題です。一大事とか緊急性とかの以前の問題として、議会への説明上の背任行為と言えるのではないかと。今後提案されるあらゆる施策の議決の判断を当局説明の何を信じてすればいいのか分からなくなるのではないかと懸念せざるを得ません。説明を

求めます。

次に、農業への影響の認識と対策についてですが、今般のコロナウイルスの農業への影響はその見極めが品目ごとに非常に難しく、外食を中心に消費されるものか、^{うちしょく}内食や^{なかしょく}中食、つまりお弁当や総菜物を中心に消費されるものかで状況が大きく異なるのではないかと考えています。

その視点で見ると米沢市は多品目農産物産地であり、花卉、野菜、サクランボ、モヤシ、雪菜など、少量でも米沢の食の豊かさを発信してくれる重要な農産物であり、特に米沢ならではの特産物もあり、それらに対しても細やかな状況判断をしながら手厚い支援をし、生産を続けてもらわなければ米沢の特産物は消滅してしまいます。細やかな支援が必要と思いますが、現状認識と対応状況についてお答えください。

また、ブランド牛である米沢牛は、外食に依存するところが大きく、緊急事態宣言が出されるなど外食が制限され、また入国制限によりインバウンドもなくなるなど、まさに消費は落ち込んでいます。このことは当然のごとく競り値にも反映し、肥育農家は大変な痛手を被っています。米沢牛は、今さら言うまでもなく、本市のブランドイメージの中心をなすものであり、その生産振興を図ることは単に肉用牛生産の振興という意味合いだけではなく、米沢のブランドイメージ全体を維持発展させていくための重要な産物であります。市はこの状況をどのように認識し対策を講じてきたのか。

以上、壇上からの質問といたします。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、新型コロナウイルス感染症による本市への影響と対策についてお答えいたします。

初めに、（１）現在までの経済分野事業での要望や指摘はについてお答えいたします。

本市におきましても、新型コロナウイルス感染

症の感染拡大により地域経済に大きな影響を受けております。特に、外出自粛に伴い、飲食業や宿泊業をはじめとする市内事業者の経済活動が深刻な打撃を受けており、関係業界団体等からは早くから事業継続に向けた支援の要望を数多くいただいたところです。

具体的には、売上げが減少している事業所への事業継続のための無利子融資の拡充、店舗維持のための固定費の支援、雇用維持に向けた支援策の拡充、外出自粛解除後の消費喚起・活性化支援策などの要望が挙げられております。

それらの状況に対応するため、本市独自の緊急経済対策について早急な対応が必要との認識の下、積極的に取り組んでまいりました。現在まで第1弾から第3弾の緊急経済対策を様々講じておりますが、本定例会におきましても第4弾の補正予算案を計上しているところであります。

これまで行ってきた主な緊急経済対策といたしましては、事業継続のための融資制度として、県や金融機関と協調して利子補給を行い、実質無利子となる中小企業緊急災害等対策利子補給補助事業や日本政策金融公庫の融資制度等の利子額の60%に相当する額を上限として市が補助する緊急特例経営安定資金利子補給補助事業を創設し、融資枠として120億円余りを確保しております。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業経営に著しく影響を受けている市内の飲食サービス業、宿泊業、タクシー業、貸切バス業、自動車運転代行業及び旅行業の事業者に対し、事業継続に必要な固定費の一部として10万円から30万円を給付する緊急事業継続給付金事業を実施するとともに、飲食業を支援する飲食店テイクアウト推進事業や、タクシー業を支援する生活必需品タクシー買物代行等支援事業等を併せて行っております。また、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して、雇用調整助成金制度を円滑に活用できるよう支援する社会保険労務士による説

明会及び相談会を商工会議所と連携を図りながら実施しております。さらには、市内宿泊施設の利用促進を目的とした上限7,000円の宿泊半額助成を行う宿泊事業者緊急支援事業や、同業種団体や複数の事業所が協調して消費喚起につながる事業を実施する消費喚起促進事業を行っております。

今後は、飲食店等パスポート応援事業、米商連共通買物券「愛の商品券2020」事業などを予定しており、第4弾の緊急経済対策や国・県の支援策と併せて、切れ目のない対策を講じてまいります。

現在、これらの事業については事業者や市民に積極的な活用をしていただけるよう周知に努めているところですが、実施した事業の検証なども行いながら、引き続き効果的な緊急経済対策の施策を実施してまいりたいと考えております。

次に、(2)米商連共通買物券事業内容変更の経緯についてにお答えいたします。

米商連共通買物券事業につきましては、協同組合米沢市商店街連盟が平成20年度にリーマンショックによる世界同時不況時の緊急経済対策事業として取り組んだのを皮切りに、平成28年度までに計11回にわたり実施されております。本事業は、市内に根差した事業所の経営基盤の強化や地域内経済の循環による活性化を図ることを目的として、本市がプレミアム分の金額を補助しながら実施してきたもので、本市の経済対策の一つとして一定の効果を上げてまいりました。

このたびの「愛の商品券2020」事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等に伴い大きな影響を受けている市内の小売業をはじめとする様々な業種の方々への経済対策として、市民の購買意欲を高め、個人消費喚起による地域経済の循環を促進し、景気浮揚を図ることを目的に、実施主体であります米沢市商店街連盟並びに事務局の米沢商工会議所と事業内容について検討を進めてまいりました。

商品券の発行額やプレミアム率等につきまして

は、実施の都度、過去の実績等を分析し、社会状況を見極めながら内容を決定しておりますが、今回は平成27年度事業と同じ20%のプレミアム率に設定し、発行額を増額することで経済効果を高めることが効果的であると判断し、準備期間も必要なことから、5月12日の臨時会におきまして、販売額5億円に市が補助するプレミアム率20%分の1億円を加えた総額6億円の事業規模で実施する補正予算案を認めていただいたものであります。

しかしながら、日々社会情勢が変化する中、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等の影響による消費者の購買意欲の低下が予想以上に深刻な状況にあり、さらに議員の皆様からも本事業に対する様々な御意見をいただいたことなども参考にしながら、事業内容についてより効果の高い方法を市内部で模索するとともに、事務局の米沢商工会議所からも意見を聞き、検討を重ねてきたものであります。

その結果、今まで以上に市民の地元での購買意欲を高め、消費喚起をより促す必要があることから、予算の範囲内でプレミアム率を30%に変更した上で事業を実施することが本市の緊急経済対策としてより効果的との判断に至ったものであります。その後、米沢市商店街連盟の理事長と協議を行い、変更内容について固めさせていただきました。

当然ながら議決については重く受け止めており、内容の変更につきましては議会へ再度説明をした上で事業を進めていくこととしておりましたので、5月18日の市政協議会の折にも、愛の商品券に関連する質問に対して、愛の商品券の内容について内部で見直しをかけており、詳細が確定次第もう一度御説明したい旨のお答えをし、その後、産業建設常任委員会協議会並びに市政協議会の場で変更内容について御説明させていただいたというのが今までの経緯でございます。

議会に対しましては今後とも引き続き丁寧

に説明しながら各種施策に取り組んでまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、（３）農業分野での影響の認識と対策についてお答えいたします。

初めに、園芸作物への影響についてお答えいたします。

花卉につきましては、3月から4月にかけてはアルストロメリアのみの出荷でありましたが、5月以降は少量ですが出荷される品目も多くなっております。

J A山形おきたま園芸課への聞き取りによりますと、アルストロメリアの単価は2月下旬から自粛による行事等の縮小、中止で需要が減少したことから、前年同期と比較して8割程度の価格まで落ち込みました。さらに、全国的な緊急事態宣言後は前年同期と比較して5割程度と、これまでにない単価の落ち込みとなりました。

アルストロメリアは4月から6月初旬にかけて出荷最盛期となることから、出荷量が増えることによるさらなる価格低下が懸念されたため、改植期を迎える花については出荷を見合わせ、苗の改植を早めた生産者もいらっしゃいます。5月上旬は母の日需要により前年を上回る単価となりましたが、その後は前年同期8割程度の単価で推移していることから、今後も注視していかなければならないと考えております。

また、生産量は少量となりますが、冬期間の伝統野菜として雪菜と小野川豆もやしがあります。生産者へ聞き取りをしましたところ、雪菜につきましては例年より早く出荷が終了したことから大きな影響は見られませんでした。出荷時期が4月上旬まで続く小野川豆もやしにつきましては、3月上旬までは平年を上回る出荷量で推移しておりましたが、感染症拡大による自粛などの影響から小野川温泉への観光客が減少したことで出荷量も減少し、4月に入ってから地元スーパーへの出荷が大半を占めたため、前年同期と比較すると8割程度の出荷量にとどまったと伺って

おります。

影響を受けた花卉の消費喚起策として、県が実施した「花を飾ろう！花を贈ろう！」運動と連携し、3月下旬にナセBAや各地区コミュニティセンターなどの公共施設でアルストロメリアを飾っていただき、地元産アルストロメリアの購入をPRいたしました。

今後も、県の事業で県内の学校に対し山形県産の花を提供し飾ってもらう事業の実施を予定しており、また市としても特に影響が大きかったアルストロメリア生産者に対して次期作に向けた支援を検討しているところです。

ほかの園芸作物につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による価格や消費動向を注視し、国・県の支援策の活用や市独自の支援策についても検討してまいりたいと考えております。

米沢牛につきましては、外食の自粛やインバウンド需要の減少による消費低迷により、3月の枝肉市場から影響が出始めました。そして、緊急事態宣言が出された4月の枝肉市場では特に影響が顕著であり、前年同月比での平均単価が約30%下落するなど、生産者の経営に甚大な影響が出ております。5月にはやや持ち直し、平均価格が前年同月比で約5%の下落まで回復しましたが、先週6月11日の市場では再び前年同月比で25%の下落となりました。

これまでの対策としましては、米沢牛の消費拡大を図るため、議員の皆様にも御協力をいただきながら本市職員を対象に市内精肉店より米沢牛を購入する取組を3回ほど行ったところであります。

また、米沢牛消費拡大事業として、市内小中学校の給食へ米沢牛を提供し、児童生徒に本市特産の米沢牛を食べて元気を出してもらうとともに、米沢牛のおいしさ等についてPRし消費喚起を図ることで、米沢牛の生産維持に努めるための事業を実施いたしました。第1回目は、市内小中学校が本格的に再開となる6月1日の給食初日に

牛丼として提供し、児童生徒にも大変喜んでいただいたところです。第2回目につきましては、教育委員会と連携、協議をしながら、時期や献立等について検討しているところです。

また、米沢牛の生産を維持するための支援策として、枝肉市場価格の下落に伴い、出荷調整が行われたことで、飼料代等の通常よりも掛かり増した費用に対しその一部を補助したいと考え、6月補正予算に計上させていただきました。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 島軒純一議員。

○13番（島軒純一議員） 御答弁ありがとうございます。

最初に、今までの経済対策の中で触れられておりましたが、緊急事業継続給付金事業、これは国においては持続化給付金的なものかと思えるんですけれども、この中で支給対象者になる方は米沢市に法人登記を行っているか米沢市に在住して米沢市で営業しているお店の飲食店なりの人たちが対象ということでありましたけれども、今までの説明を含めてですよ、そうすると今回の緊急事業継続給付金については、事業を継続していただいてにぎわいや雇用を維持すると、そして米沢の経済を発展させるんだと、継続発展させるんだということが根底に流れる狙いだと思っております。ですから、法人登記をして、大きい経営体で、法人登記をした場所での例えば支援を受けられるような方々、会社とも違って、個人経営者の場合だと例えば米沢に住んでいない方が米沢で早く言えば飲み屋さんをしていると、例えばですね、といった場合はその他地区で救ってくれればいいんですけれども、これはお店が米沢にある以上なかなかそういうふうにはならないんじゃないかと。米沢の経済を考えれば、米沢のにぎわいの継続性、発展を考えれば、やはりそこは米沢に住んでいなくても救っていくんだと、米沢で営業している、例えばチェーン店じゃなくて、米沢でだけ営業しているような方、米沢に投資をし

ている方は米沢で救っていくという考えにはならないんでしょうかね、どうでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 今回のこの事業につきましては、議員がお述べのと通りの制度設計で進めてまいりました。市民がサービスを享受できること、そして法人の場合は本市に本社を有する事業者、個人の場合は本市に住民登録を行っている事業者を対象とさせていただいたものでございます。

このたびの給付金事業につきましては、まずは市民の救済を第一と考え、迅速な給付も考慮した上で支給対象要件を設定したところでありますので、御理解いただきたいと思います。

○鳥海隆太議長 島軒純一議員。

○13番（島軒純一議員） 少し例を挙げさせていただくと南陽市、これちょっと事業が違うと思いますが、大きな意味では同じかもしれませんけれども。例えば飲食店家賃支援給付金、これは南陽市の該当する組合に加入していれば経営者の居住地は問わないんですよ。タクシー・運転代行業等支援給付金については、警察への届出で市内営業が確認できればこれも問わないそうです。それから旅館・ホテル事業継続支援給付金については、これも組合に加入していれば居住地は問わないそうです。それから高畠町、これは事業継続緊急応援給付金という名の下で多分私たちと同じような思いで取組をされると思うんですが、これについては町内に事業所があれば経営者の居住地は問わない。

これを見ても、もちろん米沢市の考え方はそうだったんでしょうけれども、こういう我がまちで営業展開してくれる方、投資をしてくれる方に対する思いがきちっとあると私は思うんですよ。だから、そこは拡大してでも、ここは事業を追加してでもやるべきじゃないかとまずは思うわけです。

それで、他市町から米沢に来て営業してくださっている方、当然米沢の町なかのにぎわいをつく

ってくれたり、米沢市の人を雇ったりしてくれているわけですね。それから家賃を払って、家賃収入を米沢の人に入れているかもしれない。こういう人に対してはどういうふうに認識をされていますか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 今回の事業につきましては、国や県の制度がどのような展開をされるかまだ分からない段階の中で、また近隣の市町がどのような対策を取るか分からない中で、分かりやすい制度設計をして早急に支給を行おうということでの取組でしたので、確かに完璧な制度設計ではなかったと考えております。

そういった中で、米沢市外の方でも米沢の市民に対してサービスを提供していただいている、大変ありがたいことだと思っておりますが、そこまで手が回らなかったというのが正直なところでございます。

○鳥海隆太議長 島軒純一議員。

○13番（島軒純一議員） 私、最初に壇上で申し上げたように、大筋よしとして進む状況はこの状況では仕方がない、私は認めます。ただ、これについては私が申し上げたとおり追加してでも、そういう後でちょっと振り返ってみて、この点が抜けていたなというところには勇気を持って追加していく、そういう判断が必要だと思うんです。今のような認識でおられるとすれば、追加の措置、追加の予算についても当然検討していいはずじゃないですかね。

それでは、ここで、先ほど私が申し上げた条件で営業されている人は何例ありますか。飲食店とかいろいろあるんですよ。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 他市町の方で本市で事業されている方はなかなか把握が難しいところでございますけれども、現時点で私どもで把握している内容につきましては49の事業者ぐらいかなと捉えております。

○鳥海隆太議長 島軒純一議員。

○13番(島軒純一議員) これには、例えば個人経営の代行業で、他市町在住で米沢市で展開しているという方の事業者数も入っていますか。第2弾のあれはそうですね、施策で。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 はい、入っております。

○鳥海隆太議長 島軒純一議員。

○13番(島軒純一議員) それでは、この人たちに今までと同じ条件で施策を組んだとすると予算は幾らになるでしょうか、仮定の話です。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 500万円から600万円の間かなと見込んでおります。

○鳥海隆太議長 島軒純一議員。

○13番(島軒純一議員) やはり金額が多いからとか少ないからとかということじゃなくて、先ほど部長がおっしゃられた、この人たちへの認識をお聞きすると、この500万円、600万円を使ってでも救ってあげるといいますか、難民化させない。今回の対策の難民化、要するに市町村の住んでいるところによって難民化してしまう、国の事業は均等に受けられると思うんですけれども、市町村レベルでの施策の難民化を招いてしまうようなことはよくないと私は思うのですよ。

米沢に、将来住んでみようとか、これからも投資をして米沢で事業をしてみたいという人に対する啓蒙というか、米沢市はみんながつらいときには、米沢で頑張って仕事をしてくれる、事業展開してくれる方には一生懸命市民と同じような気持ちで我々は接しますよと、今回はきちっと発するべきじゃないですか。

それで、こういうことにあまり、市民が優先だと、あの時点ではそうだったでしょう。今後もこれが改善されないとすれば、いや米沢って住もうと思ったけれども、最後になったら元からいた住民とか言わないよね、ちょっと拡大した言い方で、すいません、それも仮定の話として、すいません

けれども。要するに、米沢ってあったかいところで、あのときだってほかに住んでいる私たちのところも救ってくれたのよと言ってもらうのか、そういうことって私は大事だと思うんです。これ以上言いません、どっぺがえしになりますので。

これについては再考できるならば再考していただきたいと思います。どうでしょうか、返答を求めて、駄目だと言われるとそれで終わりなんですよね。じゃ返答をお願いします。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 今回の市の事業につきましては、本当に緊急措置的な対応をさせていただきました。そして、その後、県の緊急経営改善支援金等も実施されまして、広く事業者の方たちへの支援、複層的に支援が行われている状況です。そういった中で、そちらで救済を受けた方もいらっしゃると思っております。

ただ、議員お述べのとおり、本市経済に貢献いただいている重要な事業者の皆様ということもございますので、今後新たな緊急経済対策等を検討する際には他の自治体の支援策等も参考にさせていただきながら制度を検討していきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 島軒純一議員。

○13番(島軒純一議員) 現時点で精いっぱい回答をいただいたと思います。どうぞ根底に、このくらい米沢市に住んでください、米沢市で事業展開してください、投資をしてくださいというような姿勢で我々やっているじゃないですか、住んでもらうことも含めてですよ、この人口減少の時代にですよ。だとするとやはりこれは基本にそういうところが流れていないといろいろな施策がぶれてくると思うんですよね。我々は市ですから市民のためにとまず考えるのが普通です。普通のことをしたんです。だけれども、どこかで広げておかないと、根底に流れることを意識していないといい施策はできないような気がします。特に今回みたいなときですよ、苦しいとき。これは以上

にします。

それから、2番目の米商連共通買物券事業内容の変更の経緯でありますけれども、これは私も言った言わないの件が嫌なので、議事録といいますか、まとめたものを事務局に出していただきました。それを意味の変わらないように縮めたりしながらまとめてみたんですね。そうすると、これ議決は米商連の総額6億円、それから5万セットのやつは5月12日が議決の日でした。その説明を4日前の5月8日の市政協議会で受けました。

そのときの議論では、中村議員が言っているんですが、営業自粛や休業要請等で収入が大幅に減っている市民の存在を訴えている、そういう人がいるんじゃないのと。今、商品券を発行することの懸念を伝えたんです、そのとき。それに対して当局は、市民の窮状は、言葉はこういう言葉「している」とは言っていないですよ、窮状を認識していると、ただ厳しい中でも消費生活はしているんだというようなことを言っているんです、ちょっと私ここ縮めましたけれども。また、定額給付金を地元消費に回していただく目的もあるので今回発行したいというような答弁をされている。それを受けて、中村議員がですよ、1万円券だと買いにくいという市民もいると思うので5,000円券とか2,000円とか1,000円とか言ったと思うんです、検討してすべきじゃないかと。お金に余裕のある人だけがプレミアムを受け取って、明日の生活に不安を持っている方が買えないとなるとこの事業に水を差すことになる、いいこと言っているんですよ。対して当局は、米商連と検討したが、発行額が5億円で、5,000円券だと10万セットになり、事務的に煩雑になるので厳しいと言われた、しかし格差を生じない、ここですよ、格差を生じないように市民の方に行き渡るような施策になるように今後検討していくと。いいですか、これ、うそは書いていないですよ。市民の方に行き渡るようにしたいと、私2回言っていますが、答弁している。

また、成澤議員です。プレミアム率を30とか40%にしてインパクトのある事業にすべきと言っています。それに対して当局は、他市の事例もあり、米商連と検討したが、多くの市民に買っていただくためにプレミアム率を下げた発行枚数を検討したけれども、20%にして、5万枚という意味ですからね、下げてという意味は、枚数を増やすという選択をしたんだと答弁された。再考を促す成澤議員に当局は、販売方法等については当然これから米商連と詰めていくが、大枠としてはこの形で準備をさせていただければありがたいと答弁していて、ここでも発行総額6億円、発行セット数5万セットでやらせてくれとつまり言っているんです。

議会からの指摘、要望を尊重したと、さっきの答弁でおっしゃいましたよね。米商連ともしやべったと言いながら議会からもあったと言っている、あったとすれば、成澤議員のことは採用したけれども、中村議員の言ったことは採用しなかったと。中村議員の言うことは聞かなかったということですよね。みんなに行き渡るように小額発行でもしたらどうだと、これも重要な視点ですよ。都合のいいところだけ自分たちで取り上げたと取られても仕方ない、我々に。そういう計画を組んだんですか。いいところだけ取ったんですか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 今回、実際には確かに御意見にありましておりの中では30%のプレミアム率ということでの実施を想定したということになりますけれども、市政協議会等で御意見を頂戴しまして、商工会議所とも協議をいたしました。議会の意見としては5,000円券の発行の要望があるということで、それについても十分検討を行い、また2回に分けての発行を検討してはどうかという御質問もありましたので、それについても検討を行ってまいりました。全て、御意見いただいた、御提案いただいたものについては十分内部で検討した上で、最終的にはプレミアム率のアップ

ということで対応させていただきたいと考えたところでございます。

○鳥海隆太議長 島軒純一議員。

○13番(島軒純一議員) それから、成澤議員が、先ほど18日の市政協議会で、なお30%、40%にしたかどうかと言っているみたいな発言があったかもしれない、成澤議員と言わなかったのかな、議会からそういう要望もあって検討したというようなお話だったんですね。要するに18日の次の臨時会の説明の中で、次の施策を説明する中で、成澤議員が、成澤議員と言わなかったのかな、そういう意見を議会からもいただいたと。そのときの言い方は、30、40%とこの間も要求したけれども、そういうようなプレミアム率に該当するような展開をしてくれないかと言っています、お店自体の工夫とか。ストレートにまた議会議決後の協議会でもう一回30、40%と。要するに議会の仕組みが分からないようなことを言っているんじゃないですよ。30、40%じゃなかったけれども、プレミアム商品券は、でも今度の施策も含めてそういうような効果を出すようなお店とのタイアップか何かもしてくれと。私よく読みましたから、今回の議事録は。そうだと思いますよ、思い返してください。議会側から再度30、40%の要求があったんじゃないんですよ、これ。次の20日にかけて提案について、それほど効果を生むような施策にしてやってくれよと言っているんですよ。何を勘違いして聞いているのか、都合よく聞いているのか、ですよ、私から言わせたら。

それから、議会側から何か、要するにこうしたらどうだとかありましたか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 議会からは、公の場、市政協議会等でいただいた御意見のみでございます。そして、そのような形での御提案、実質的に率がアップするような取組はどうかというようなお話も頂戴しておりましたので、消費喚起促進事業費補助金で商店、小売店等が様々な独自の販促事業

を展開することで、率の向上につながるようなものと同様な形でやっていきたいというふうに進めてきたところもございます。

○鳥海隆太議長 島軒純一議員。

○13番(島軒純一議員) 直接的には、議決後に、20%で議決させておきながら、議員側からとか何らかの形で、別の形で30%にしたらどうだというようなことはなかったと、直接はないと。

それで、ここで紹介しなければいけないものがあるんですが、5月22日のSNSにある議員が書いた内容があるんですよ。5月22日ですから、皆さんに変った内容を説明したのが27日でしょう。じゃなかったかな、27日の産業建設常任委員会協議会と6月1日の市政協議会でしよう、こういうふうに変えたいと、30%にしたいと言ったのは。ですから、その前の22日のSNSなんですよ。大事なことなので、議会側の対応としても大事なことなので、読ませていただきます。中間は抜かないです。前後抜けているかもしれませんが、つなぎを抜いたりしません。

国の臨時交付金の増額方針が示され、さらなる対策のための財源が見えてきたことで、市としても踏み込んだ対策が可能になってきます。間もなく始まる6月定例会も補正予算の連発が想像されます。議論を尽くす米沢市議会の基本姿勢に加え、我が会派何々会は、ここ読みません、各種組織とともに事業を組み立て、提案する姿勢を大切にしています。今朝の朝刊でも一部紹介されましたが、ほかにも飲食店応援パスポートが6月中旬にスタートします。また、30%プレミアムとなる愛の商品券は7月26日発売を目指し、市報とじ込みで応募、抽せんの予定で事業を組み立て中です。中小・零細事業者の存続にはさらに踏み込んだ対策が必要な状況です。増額される臨時交付金では、既出の対策では救い切れない部分への支援を先行させたいところ……、何々会の頑張りどころですというSNSが出ました。

これ私たちがびっくりしたのは、この人か、こ

の人のグループは分かったのかもしれませんが。分かっていると思うんですけども、我々は全く知らない。このSNSの前に、ある議員が議決どおりのことを発信している。プレミアム率20%という内容でした。

すごく市民の人は混乱しますよね、間違いなく。間違いなく混乱します。ここは、これ以上はここと言う場面ではありませんから言いませんが、あえて申し上げたのは、当局側の説明は今聞きました、説明をしながら丁寧に進めるつもりでしたと。でも、議員側からこういう発信がされて、結果的にですよ、市民は非常に混乱したんじゃないかと思っているわけです。

これは、議会側としての市民に対する説明責任がある、または議会議員全員に対してもある。もっと言えば当局の皆さんにも議会側としては私はあると思うんですよ。これはどういう取り計らいにするかは議長はじめそういう方たちにお任せしますから、何らかの形で調査、それからお話を聞く機会、書いた方から、設けていただきたいなど要望しておきます。答えは要りません。

私は、やはり発行総額6億円、5万セットというのが、それに対して経済効果と、いろいろな人に行き渡るということを見越したから、頑張るなど。今まで最高でも2億円ぐらいしか出したことないでしょう。6億円、今回やるんだと、私はすばらしいと思ったんですよ。余ってもいいじゃないですか、欲しい人に行き渡るような施策であれば。だから私はいいと思ったんですよ。30%が悪いとは言わない。でも30%にしたいならば、あと5,000万円分、1億円で20%つけられるわけですから、あと5,000万円分足してくれないですか、議会で、というほうがずっと、私たちに説明した内容をクリアしながら5万セット、総額6億円、6億5,000万円になりますか、発行総数5万セットですね。それを達成しながら市民にもなお喜んでいただける施策になったんじゃないですか。その検討をせずに、白紙委任されたかのような1億

2,500万円、事務費含んでの1億2,500万円をそういう形でぐちゃぐちゃぐちゃと、相手があることだとはいえ、やるということは、やはり我々議会が期待をした議決とは違うわけですよ。そこは認識をしていただきたい。

それで、今回は抽せんだということでありまして、抽せんといっても、抽せんというのは公平なようで、抽せんに当たった、当たらなかった、いや駄目だった、ましてや商店街連盟で残念賞を出すとかという話を言ったでしょう、市政協議会の説明で。それはありがたいことだけれども、何かね、この大変な時期、市民の皆さんも、本当に3割というのは大きいですから、生活のためになると思っている人たちが、当たった、当たらない、俺も欲しかったんだというふうな、何か残念がらせるようにしか見えないんですね。見えない、私は。余ってもいいから5万セット出して、30%にして出して、余ったということは行き渡るということだから、それはそれでいいんじゃないですかね。私はそう思うんですよ。

それで、ここでプレミアム率の話をしましたので、上山市のが山新の記事に出ていました、プレミアム率40%。最近40%が多いですよ。競争みなくなるんですよ。先に出したほうが3割とか2割とかってやって、今は4割なんていうのが普通になってきたんですけれども。上山市の例です。発行枚数2万セット、市内全世帯が購入できるように1世帯2セットに限定したと。申込書を市報に折り込む、混雑を避けるために地区別に販売すると。抽せんすると言ってないですよ。これは新しい生活様式で言う3密の避け方とか対策を取ればこれはできるはずなんですよ、そうでなければスーパーは今までどおりやっていいよとかならないはずだから。3密を避けるための抽せんなんて説明もしたけれども、そうじゃないですよ。そういうふうに世の中は今要求してないですよ。対策をした上でやっていいよと言っているわけだから、販売所を設けてやると。ここですごいの

は、人口は5月1日現在の数字によると2万2,455人、2万2,000人ですよ。2万セット、人口に対する発行率は……。ごめんなさい、2万9,450人です、上山市。人口に対する発行率は68%、人口の68%の人に配付して行き渡るような発行をしている。

米沢市は3万3,000セットにしたから40.5%なんです、人口に対する発行部数といいますか。もし5万セットだったら61%いったんですよ、上山市ほどではないですけども。皆さん、この振興策、商店街の振興策と皆さんの生活をよくするため少しでも使ってくださいという姿勢が見えるじゃないですか、当局、議会も含めてみんなの。それを減らして、30%でいいでしょうと言わせるために、減らしたために40%ですよ。いや人気あってよかったんですよなんて終わらすつもりですか。この場合、違うでしょう。生活が大変だと、早く言えば本当に仕事も大変だという方、今回これを使って少し役立ててくださいよという思いがなければ駄目でしょう、この事業、と私は思うんですよ。

あえて言えば、5,000万円下さいと言って5万枚に戻すぐらいのつもりで本当は追加の事業を組んでもらいたい。いかがですか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 何度か制度を変えたことで確かに発行時期が遅れているということもございまして、これ以上制度を変えていきますと8月の実施に間に合わなくなるということで、緊急性を要するというので、このままの状況で進めさせていただければと思っております。

○鳥海隆太議長 島軒純一議員。

○13番（島軒純一議員） がっかりですね。

それでは、農業分野での影響の認識と対策についてであります。

学校給食とか、議員とか職員の方が買うと、これもいいことですし、これを機会に、米沢牛をおいしいなと食べた子供たちの顔が浮かぶようで

す、すごくいいことなんですけれども。

1つ例を挙げると、尾花沢市、これも山新のあれです。尾花沢市もすごく牛も多いですし、力を入れている産地です。「雪降り和牛尾花沢」というので頑張っておられる産地です。失礼ながらぴんとこない名前でも頑張っておられるけれども、米沢牛がいかにか知名度があるかが分かります、逆に言ってもですよ。そういう産地なんです、ここでは「尾花沢牛、消費拡大」と大きく見出しがあったんです。「市、多数のキャンペーン計画」という副題がついておりました。1つは、しゃぶしゃぶ用ロース肉を約7割引きで販売する生活応援セールを実施すると。それから、8月の牛肉まつりが中止になったんだそうです、あそこは。その代わりということで、クーポン付きの1万円の焼肉セットを販売すると。それから、またここがすごいんですが、銀山温泉の宿泊者に対して夕食時に最高級の尾花沢牛を無償提供するんだと。これインパクトありますよね。

人口が少ないからできるんだとか、そういう理由はいろいろあるでしょうけれども、そんなこと言えば財政規模対人口にすれば同じような数字になるんじゃないかと私は思っているんで、人口が少ないからその施策ができるというのは言い逃れでしかないと私は思っているんですよ、いろいろなほかの分野でも。

どうなんですかね、こういう意味での発信力も必要な——こういうときだから——施策じゃないんでしょうか。そして、米沢牛が消費者に行き渡って、生産者を助けようと心から思っていただけのような市民になっていただく、嫌らしくなく。食べてくださいよと、この機会、安から、頑張って安くするし、施策も組んだから、どうぞ食べてください、だけれどもちゃんと応援ください、米沢牛が米沢のブランドの基本なのよというようなことをちゃんと伝えるような施策をしてほしいなと私は思うんです。

どうですか、今後そういうような展開を、予定

している事業もありますけれども、どうですか、そういう意味では。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 インバウンドや首都圏の外食産業がまだまだ十分動いていないということもございまして、米沢牛の価格低迷、もうしばらく続く可能性があると思込んでおります。

そういった中で、やはり米沢牛は米沢のみならず、置賜の産業、観光にしかり、食にしかり、農業にしかり、その柱の一つということで捉えておりますので、広く市民の皆様にも消費拡大に御協力いただきたいと考えておりまして、市内の精肉店の代表の方々と今話を進めておりまして、どのような形になるか分かりませんが、まだ確定しておりませんが、ぜひ市民の皆様に広くお買い求めいただいて、応援していただけるような事業を展開してまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 島軒純一議員。

○13番（島軒純一議員） ぜひそのようにお願いをしたいと思います。ちょっと時間、思ったよりないので。

マルキンです。マルキンですが、90%補填、それも差額ですよ、落ち込んだ分の90%じゃなくて、経費と売れた分の間の差の90%を補填するという事業ですが、残り10%について、市で何か補填する、市も含めてですよ、予定はないですか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 県がこのたびの補正予算に計上しております中で、マルキンの残り10%分の補填、市が実施するのであればというような、その半分を支援するというような事業設計をしているようです。そういったこともございますので、市としても実施できないか検討してまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 島軒純一議員。

○13番（島軒純一議員） それから、持続化給付金ですけれども、これについては畜産農家に適用

なるでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 持続化給付金につきましては、農業者、農業法人も当然対象になると捉えておりますので、J A山形おきたまでも様々な形で支援を考えていらっしゃるようなので、そちらの手續の支援も考えていらっしゃるの、ぜひ活用いただきたいと思います。

○鳥海隆太議長 島軒純一議員。

○13番（島軒純一議員） よろしく願いいたします。

それでは、ここまで、私は農業の分野が最後でしたけれども、ここに農業委員会の伊藤会長がいらっしゃいますので、自らも農業をされておりますし、米沢牛のすばらしい生産者でもありますので、どうぞ、本来壇上でいただく言葉でありますけれども、自席からですいませんが、よろしくお願いいたします。

○鳥海隆太議長 伊藤農業委員会会長。

○伊藤精司農業委員会会長 私からは、新型コロナウイルス感染症による影響であります、国の緊急事態宣言を受けまして、外食や各種行事等が自粛され、消費量の落ち込みによる市場価格の低迷により、特に米沢牛や花卉類は生産農家に大きな影響が出ているものと認識しております。

米沢牛の販売価格につきましては、3月、4月に比べ5月は在庫消費が進んだことから若干上向き傾向ではあるものの、例年と比べれば低調に推移しており、ほとんどの肥育農家は利益が出ない状況になっております。

私も肥育農家ですが、先ほど議員お述べのとおり、持続化給付金の対象農家になりました。

ということで、米沢牛はこれまでもBSE問題や東日本大震災など幾多の困難に見舞われ、その都度行政等の支援もあって乗り越えてきたという経過があります。このたびについては今までとは比較にならないほど影響が大きいと感じております。生産農家の経営が安定的に行われ、そし

て若い人が希望を持って就くことができる産業となるよう国・県及び市のさらなるお力添えをお願いしたいと思っていますところ。

また、新型コロナウイルスの世界的蔓延により、食料の輸入が難しくなるような事態を考えますと食糧自給率向上の取組は今後ますます重要になってきますので、このあたりの対策もしっかりと行っていく必要があると感じております。以上です。

○鳥海隆太議長 以上で13番島軒純一議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~  
午前11時09分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、労働者の雇用対策について外1点、1番小久保広信議員。

〔1番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○1番（小久保広信議員） おはようございます。

一般質問も3日目を迎えて、私が12人目ということで、今回は2日目と3日目の間に土日が入りまして、当局の皆さんもしっかりとリフレッシュをされて今日臨まれているのかなと思います。実りのある答弁を期待して質問を行っていきたいと思います。

大項目の1つ目、労働者の雇用対策について伺います。

4月の雇用統計で、新型コロナウイルスの影響で完全失業者が178万人、非正規労働者の失業者が97万人になりました。さらには、四半期契約の派遣社員には6月末で契約更新を迎える人が多く、雇い止めの場合には1か月前の5月末に通告が集中し、派遣社員の大量の雇い止めが行われる

5月危機が言われています。

公益財団法人中部圏社会経済研究所、島澤研究部長の試算によると新型コロナ危機により失われる雇用は301.5万人と試算されています。2019年度の雇用が6,733万人ですので、全体の4.5%分の雇用が失われることになります。

産業別では、失われる雇用の大きい順に卸売・小売業84.5万人の減、製造業61.4万人の減、宿泊・飲食サービス業58.9万人の減と、行政による自粛要請という名の実質的な経済ロックダウンの影響を強く受けた産業であることが確認できます。なお、減少率では宿泊・飲食サービス業の14.1%減が最大の落ち込みとなっています。

さきのリーマンショックによって失われた雇用は95万人、全体の1.5%減にすぎず、今回の新型コロナ危機で失われる雇用は301.5万人で、率では4.5%減になり、新型コロナ危機で失われる雇用はリーマンショックの3倍強と圧倒的に大きくなります。リーマンショック当時は特に製造業で雇用が大きく失われました。一方、非製造業の中には医療、福祉など雇用を増やした産業が多く、リーマンショック当時は非製造業が製造業の雇用減少の受皿となっていました。

リーマンショックと新型コロナ危機での最大の違いは、新型コロナ危機では製造業も非製造業も全般的に影響を受け、失われた雇用の受皿となる産業が見当たらないことであると試算されています。

山形県内でも、山形労働局によれば、県内で今月に入り、新型コロナウイルスによる経営の悪化などを理由に解雇されたり雇い止めに遭ったりした人は、見込みの人も含めて217人でした。労働局は業種別の内訳を明らかにしていませんが、マスコミ報道によれば宿泊業が最も多く、次いで製造業、旅行業となっています。

山形労働局は、解雇や雇い止めに遭う人は月を追うごとに増え、深刻な状況だ。今後も先行きは不透明だが、企業は助成金などを利用して雇用の

維持に努めてほしいとしています。

6月10日の新聞報道によれば、5日時点で新型コロナウイルスの影響で解雇や雇い止めに遭った労働者は全国で2万933人に上ります。この数字は各地の労働局が把握できた人数で、実際にはさらに多いと見られています。このように雇用状況が悪化してきている現状にあります。

本市の労働者の雇用状況はどのようになっているのでしょうか。派遣切りなどの状況はどうなっているのかお伺いいたします。また、採用取消しなどの状況はどのようになっているのでしょうか。本市の対策はどのようになっているのでしょうか。

派遣社員の方は、派遣会社や派遣先の寮で暮らす人が多いことから、雇い止めにより仕事を失うと同時に住まいも失うことになります。実態の把握と様々な支援が必要です。本市の失業者や休業などによる生活困窮者への支援策などの取組はどのようなものがあるのでしょうか。

また、雇用調整助成金は手続きが煩雑で、新聞報道によれば、県内の雇用調整助成金の支給対象となる労働保険加入事業所は約2万6,000ありますが、5月28日時点での申請件数は919件で、支給されたのは368件、支給率は40.04%です。本市の対象企業の申請状況や支給状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、米沢市社会福祉協議会の生活福祉資金には、失業などにより日常生活全般に困難を抱えている世帯に対して、生活の立て直しのための生活費及び一時的に必要な費用を借りられる総合支援資金や、市内に居住する低所得者世帯で生計の維持が困難になった世帯に対して資金を無利子で貸付けすることにより経済的な自立を支援する社会福祉資金貸付け制度などがありますが、その利用状況はどのようになっているのでしょうか。また、住居確保給付金事業の利用状況や生活保護の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、相談窓口はどのようになっているのでしょうか。生活相談や雇用相談の窓口はどのようになっていますか。雇用は商工課、生活相談は社会福祉課や社会福祉協議会と、ばらばらなままにしておくのでしょうか。労働相談や生活相談をどこにすればいいのかよく分からない市民の方や、生活支援の制度自体どのようなものがあるのか知らない市民の方が多くいます。支援制度の周知などをどう考えているのでしょうか。

さらに、支援制度の相談窓口を一本化すべきではないでしょうか。生活相談コールセンターを設置し、そこに電話をすれば、どのような支援策があるのか、どういう場合に該当するのか、どういう手続や書類が必要なのか分かる仕組みをつくるべきだと思います。そこから専門の担当窓口につないでいく仕組みが必要だと思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、大項目の2、就職氷河期世代への対策はどのようになっているのかについてお伺いいたします。

就職氷河期世代とは、バブル経済崩壊後の就職氷河期である1993年から2004年頃と言われる期間に大学などを卒業した人たちで、就職難から新卒時に正社員になれず、非正規労働者になるしかなかった世代の人たちです。

就職氷河期世代が生まれた原因は、1つは、社会に出る時期に就職環境が悪かったというだけではなく、多くの人がキャリア基盤を築く20歳代半ばまでの大切な時期に雇用環境が悪かったことが大きな要因です。さらに、非正規労働者は定型的な仕事を与えられることが多く、新たな価値を創造する仕事、マネジメントに関する仕事は正社員が担ってきました。役職や担当する職務が上がるにつれて正規社員の給与は上がりますが、非正規社員は一向に給与は上がらず、与えられる仕事も変わらないために、成長機会に乏しいまま時間が過ぎ去りました。

そして、雇用環境が悪化し、新卒非正規労働者

が増え始めた2003年には早くも若者自立挑戦プランを策定し、全国に若年者就業支援拠点「ジョブカフェ」の設置や、リーマンショック後の給付金つき職業訓練事業、雇用調整助成金制度などを創設してきました。

しかし、民間委託で行われてきた職業訓練は、基礎的なOAスキルや初歩的な介護福祉、ウェブデザインなどに関する知識を学ぶものばかりで、社会に出て求められるスキルや労働意欲の水準と現場で行っている職業訓練内容とのギャップがありました。

政府は、本年度からこの30代半ばから40代が中心の就職氷河期世代を対象として、3年間で30万人を正社員化する取組を行っています。50歳代が間近になっている状況で、パートや派遣などの非正規雇用から正規労働者への転換を図ることで収入を安定させ、老後不安の軽減につなげていく狙いがあります。

地域や自治体に就職氷河期世代が与えている影響は、1つは社会保障関連経費の増大による投資的経費の縮減が見込まれる状況です。就職氷河期世代は、他世代と比較して非正規率が高く、所得や貯蓄が低いという特徴があります。就職氷河期世代が年齢を重ねていくにつれて社会保障関連経費である医療費や生活保護費などが必要となっていくます。特に就職氷河期世代の親が他界する2040年代以降は経済的なよりどころを失い、不安定な生活を余儀なくされている方の多くが生活保護対象に陥ると言われています。必要となる経費は全国で十数兆円から数十兆円とされています。自治体の財政に与える影響も少なくありません。

2つ目の影響は、地域経済やまちづくりの担い手が育たないことです。就職氷河期世代は、本来、地域経済やまちづくりの担い手として活躍する年齢になっています。しかし、子育てや介護などのケアワークも重なり、とても地域の中心的な役割を担うまでの余裕がありません。自治体や地域

は、協働、共創が求められています。事業者、住民とともに、働き盛りの人が疲弊していれば施策推進はままなりません。

3つ目の影響は、出生率の低下、さらなる少子高齢化です。結婚、子育てにはお金が要ります。結婚しない理由や理想の数の子供を持たなかった理由は、結婚資金や子育て資金がないという経済的な理由が上位となっています。

第2次ベビーブーム世代に該当する就職氷河期世代は生活基盤が不安定であることから、結婚、出産をためらい、結果的に第3次ベビーブーム世代を生むことはありませんでした。自治体や地域にとって出生率の低下はさらなる少子高齢化を招き、若い世代の負担感を高めます。

そこでお尋ねいたします。

本市は、就職氷河期世代の採用をどう考えているのでしょうか。どのように取り組まれているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、市内民間企業が就職氷河期世代を採用する際に、助成金などの支援策はあるのでしょうか。どのように考えているのでしょうか、お伺いします。

最後に、就職氷河期世代の多くは非正規労働者です。非正規から正規になるための支援をどのように考えているのでしょうか。国の施策展開はもちろん重要ですが、地域特性に合わせた経済対策を今のうちに自治体や地域ごとに検討しておく必要があります。

さらに、多くの自治体で主催する求職者向けセミナーや合同企業説明会などをオンライン化しています。同時に、労働者に求められるスキルも近年大きく変容しています。今までの職業訓練事業では企業や地域に付加価値を提供できず、就労の機会も限られたものになっています。

自治体が行う雇用労働政策は、生活困窮者支援や障がい者支援など福祉的視点も検討しなければなりません。企業に求められるスキルの変化に対応した就労支援、職業能力開発が必要です。今

しっかりと対策をしなければ手後れになります。本市の取組について、どのようになっているのでしょうか。企業が求めるスキルを身につける、スキルアップを図る、そのための資格取得支援、就労支援、職業能力開発などの米沢市独自の取組が必要なのではないでしょうか、お伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、1番、労働者の雇用対策についてのうち（１）と（２）、2番、就職氷河期世代への対応はどのようになっているのかの（２）（３）についてお答えいたします。

初めに、労働者の雇用対策についての本市の状況はどのようになっているのかについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で、全国的な傾向として、全国の有効求人倍率は令和2年2月の1.45倍に対し3月は1.39倍、4月は1.32倍と下がっております。

ハローワーク米沢管内の雇用状況につきまして、令和2年2月の有効求人倍率1.05倍に対し3月は0.96倍、4月は0.81倍と低下しており、有効求人倍率が1倍を切ったのは平成27年5月以来4年10か月ぶりとなっております。

また、議員お述べのとおり、令和2年6月5日現在で都道府県労働局及びハローワークに対して新型コロナウイルス感染症関連で休業等の相談があった雇用調整の可能性を有する山形県内の事業所は560社、同様に解雇等見込み労働者は、一部既に解雇、雇い止めをされた人を含めて217人となっております。

なお、ハローワーク米沢管内では雇い止め相談件数は4月が7件、5月が27件と増加傾向にありますが、採用取消しに関する相談は5月末時点ではありませんでした。

今後、製造業を中心に経済動向について注視していくとともに、市内企業への聞き取りやアンケ

ート調査等を実施しながら情報収集に努めてまいります。

次に、（２）本市の対策はどのようになっているのかについてお答えいたします。

ハローワーク米沢管内における新型コロナウイルス感染症に関連した雇用調整助成金の相談件数は、3月が約200件、4月が約580件、5月が約420件となっており、3か月合計で約1,200件となっております。雇用調整助成金の申請については、5月末時点で約270件の申請があり、そのうち既に160件に対して助成金の支払いを完了しております。現在、国では申請に係る事務処理の迅速化を進めており、申請から約2週間で助成金の支払いが行われている状況と伺っております。

また、現在、雇用調整助成金の特例措置の拡大や申請手続の簡素化など、要件や手続の見直しが随時行われており、市内の個人事業主や小規模事業者がハローワーク窓口のほか郵送申請やオンライン申請で円滑に雇用調整助成金の手続を進めることができるように、商工会議所と連携しながら社会保険労務士によるセミナーと個別相談会の開催など本市独自の支援を実施しております。当セミナーは既に5月に延べ3回にわたり実施しており、市内の74事業所に参加していただいております。6月以降も引き続きセミナーと個別相談会を開催する予定でありますので、市内事業者への雇用維持のための支援を継続してまいりたいと考えております。

次に、2の就職氷河期世代への対策はどのようになっているのかについて、（２）本市の民間企業に対する支援はあるのかについてお答えいたします。

国では令和元年6月に就職氷河期世代支援プログラムを閣議決定し、就職氷河期世代を正社員採用した企業に対する助成金の拡充のほか、ハローワークの専門窓口でのチーム支援や都道府県レベルのプラットフォームを活用した社会機運の醸成など、国として3か年の集中的な支援に取り

組む方針を打ち出しました。同年12月には「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」を策定し、支援プログラムに基づく個別の取組について具体化するとともに、施策の成果目標を定め、相談、教育訓練から就職、定着まで切れ目のない支援を行うこととしております。

採用に関する支援策につきましては、採用企業側の受入れ機会の増加につながる環境整備として、トライアル雇用助成金の拡充、特定求職者雇用開発助成金、人材開発支援助成金の要件緩和、キャリアアップ助成金などのメニューを用意し、就職氷河期世代への就労支援を行っております。

また、山形県においても、就職氷河期世代への就労支援として、国のキャリアアップ助成金に上乗せを行う正社員化促進事業奨励金のほか、就職氷河期世代就職活動交通費助成事業や就職氷河期世代技能検定手数料支援事業など、就職活動や資格取得の経済的負担を軽減することにより正社員化を推進することとしております。

本市におきましては、就職氷河期世代の採用に関する独自の助成制度等はありませんが、まずは国や県が実施している就職氷河期世代への就労支援制度の積極的な活用について企業への周知や啓発を図りながら、企業から当該内容の相談があった場合には、県、ハローワーク及び地域商工団体と連携しながら活用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、（３）非正規労働者への支援策はどのようなになっているのかについてお答えいたします。

先ほどお答えしました就職氷河期世代支援プログラムの「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」におきまして、業界団体等と連携した即効性のある就職支援等で就職氷河期世代向けの短期資格等習得コースを創設し支援を行うこととしておりますが、山形県におきましても就職氷河期世代の非正規雇用労働者等の雇用の安定を図るため、技能検定手数料を免除する就職氷河期世代技能検定手数料支援事業による支援を行って

おります。

そのほかにも、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部、山形職業能力開発促進センターにおきまして、就職氷河期世代に限らず、広く求職者向けに溶接、住宅デザイン施工、電気設備技術、CAD及び福祉住環境サービスに至るまで様々な学科が設置されており、テキスト代を除き、無料で訓練を受けることができ、それにより様々な公的資格を受検し取得することも可能となっております。当センターでは、訓練受講者の早期就職に向けて就職支援アドバイザーによるきめ細かなフォローアップも行われており、非正規労働者の受講生が県内企業に正規雇用として就職されている事例が多数あると伺っております。

本市におきましては、就職氷河期世代の非正規労働者の方が正規採用に向けた資格を取得するための独自支援等はありませんが、相談があった際には県やハローワークと連携しながら当該公共職業訓練事業等の周知を行い、利用促進を図ることで非正規労働者の方の正規採用に向けた資格取得につなげていきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

〔安部道夫健康福祉部長登壇〕

○安部道夫健康福祉部長 私からは、１、労働者の雇用対策についてのうち（２）本市の対策はどうになっているのかのさらに失業者や休業などによる生活困窮者への支援策についてお答えいたします。

急場をしのぐための生活資金の貸付け制度としては、県の社会福祉協議会が行っている総合福祉資金、緊急小口資金がございます。本来は低所得者のための制度でございましたが、新型コロナウイルスの影響を受けて減収になった方も対象となるよう拡大されております。また、市の社会福祉協議会が独自に行っている貸付け制度として社会福祉資金もございます。

本市が行う支援策としましては、生活困窮者自立支援事業のメニューである住居確保給付金がございます。就職活動に専念できるよう、生活の基盤となる住まいを確保するため、家賃費用を有期で給付するものでございますが、これも新型コロナウイルスの影響に対処するため、対象拡大の制度改正が行われました。現在、利用が急増しており、今後さらに増える見込まれますので、補正予算に計上して対応してまいりたいと考えております。

あわせて、本市独自の支援として生活困窮者応援米給付事業も補正予算に計上しております。この事業は、社会福祉協議会の総合福祉資金、緊急小口資金、社会福祉資金の申請者及び利用者と、住居確保給付金など生活困窮者自立支援制度の利用者に対し世帯員1人当たり米5キロを給付するものであります。

続きまして、社会福祉協議会が行っている各種貸付け制度と住居確保給付金の利用状況、さらに生活保護の状況についてお答えいたします。

なお、令和2年度の数値につきましては5月末現在となります。

まず、このたび対象が拡大されました生活費の貸付け制度における利用状況であります。令和元年度1年間の実績が、総合福祉支援金1件、緊急小口資金3件であるのに対し令和2年度は2か月間で総合福祉資金5件、緊急小口資金46件と急増している状況であります。

次に、住居確保給付金ですが、令和元年度1年間で給付した世帯数が9世帯に対し令和2年度は4月と5月の2か月間で8世帯、6月に新たに8世帯への給付が決定しておりますので、今年度は既に16世帯に上っております。

生活保護申請件数につきましては、令和元年度は4月7件、5月5件であったのに対し令和2年度は4月12件、5月7件と増えておりますが、そのうち新型コロナウイルスの影響による収入減が理由であるものは2件となっております。

これは、貯蓄のほか、特別定額給付金や休業補償などの各種支援策によって現時点では生活を維持しており、申請に至っていないのではないかと推測しております。平成20年9月に発生したリーマンショックの際、生活保護申請が顕著に増加したのは次年度以降でありました。このたびはリーマンショックのときよりも様々な支援策が打ち出されておりますが、経済停滞が長引けば申請件数は今後増えてくると予想しております。

次に、(3)支援制度の周知及び相談窓口の一本化、生活相談コールセンターの設置についてお答えいたします。

各種支援制度の周知につきましては、広報やホームページといった手段が主体となります。しかし、その内容は一般的なものとなるため、具体的なところまでは伝え切れない、また利用される方にとってどの制度が適切なのかが提供し切れないなど課題がありますので、周知方法についてはさらに研究が必要であると考えております。

市の相談窓口につきましては、事業者が事業活動を行っていくための雇用や労働に関する相談と、個人や家族が暮らしていく上での生活相談につきましてはその内容や支援制度が異なるため、専門性の観点から窓口一本化による運営は難しいと考えております。

生活相談に関するコールセンター設置の御提案でございますが、現在は各窓口において相談内容をお聞きしながら担当部署や関係機関につなぐ対応をしております。関連部署が支援内容の情報を共有し、的確な相談窓口につないでいくことはとても重要でありますので、今後とも連携強化に努めてまいります。

なお、生活相談につきましては、電話対応も含めた相談窓口として、本市事業として平成27年度から社会福祉協議会に生活困窮者自立支援法に基づく米沢市生活自立支援センターを設置しております。専門の相談員を配置し、生活に困っているが、どこに相談したらよいか分からないとい

った方の駆け込み寺として相談を受け、一緒に課題を整理しながら適切な支援制度や専門機関につなぐ役割を担っております。

生活保護に関しましては、制度上、市が行わなければならない事務のため、社会福祉課で申請受付となりますが、社会福祉協議会内で各種貸付け制度や住居確保給付金などの申請受付をしておりますので、生活に関する一時的な経済的困窮についてはほぼワンストップの対応ができていますと認識しております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、2（1）本市の取組はどうなっているのかについて、就職氷河期世代への対策としての職員採用についてお答えいたします。

就職氷河期世代支援につきましては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において定められた就職氷河期世代支援プログラムにより令和2年度から令和4年度までの間、集中的に取り組むこととされているところであり、令和元年12月23日に就職氷河期世代支援に関する関係府省会議において決定された「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」においては、国家公務員及び地方公務員の中途採用の促進の方針が策定されたところでございます。それに伴い、総務省からは地方自治体に対し中途採用について応募機会の拡大等の一層の取組について要請されているところでございます。

本市におきましては、これまで30代前半までの年代を対象としまして毎年度行政需要等を勘案した上で必要人員を採用してきたところであります。本市としましては、これを基本として今後も継続していく考えでございます。また、今年度から実施しておりますUIターン卒の採用につきましては、年齢の上限を従前よりも引き上げたことから、就職氷河期世代と言われる年代につい

ても受験可能となっており、就職氷河期世代と言われる年代の採用へもつながっていくものと考えているところでございます。

なお、UIターン卒の採用試験につきましては、今年度の実施状況を検証し、来年度以降の実施内容を検討していきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） 答弁をお聞きしますと市独自のものはほとんどないなどお見受けをしたところですが、まずちょっと不安だったのが社会福祉資金の利用が増えているということで、住居の部分については補正をしておりますけれども、この分の原資の増額というのはどのようなになっているのでしょうか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 このたび特例として拡充されました社会福祉協議会の貸付け制度は、休業者向けの今おっしゃられた緊急小口資金、そして失業者向けの総合支援資金であります。全国的に見て都市部を中心に申請が大きく増加しているという状況でございます。

この状況に対処すべく、厚生労働省では令和元年度の予備費で267億円、令和2年度の第1次補正で359億円、そして第2次補正では2,048億円を計上いたしまして、過去最大規模で原資の確保に努めているという状況でございます。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） 資金が不足して貸付けができなくなったということのないように、ぜひお願いしたいと思うんです。

あと、雇用を守っていく、国の制度として雇用調整助成金、セミナーを開催してということがございましたけれども、他の市では社会保険労務士にお願いする費用40万円であるとか30万円であるとかそういった額を助成している、そういった例があるんですが、本市としてはあくまでもセミ

ナーであるとか相談会ということで終わっていくんでしょか。もうちょっと企業の方が相談しやすい、簡単になってきたとはいうものの、どこがどう変わって、逆に分からなくなっていると、そういった話もありますので、ぜひその点、社会保険労務士の費用助成を行う、そういったお考えはないでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 この事業を推進するに当たりますと、山形県社会保険労務士会からお話を伺いました。現在のところ管内の社会保険労務士につきましては新型コロナウイルス感染症拡大に伴う雇用調整助成金の申請業務関連で非常に多忙な状態が続いているということで、新規で地域の事業所と顧問契約を締結することは困難な状況だとお聞きしております。

このような状況を踏まえまして、小規模事業者や個人事業主が中心となりますけれども、そういう方たちが御自分で申請せざるを得ない状況になっておりますので、その支援ということで取り組んできたものでございます。

ただ、今、議員御指摘のとおり、他自治体でもそのような取組をされているということも伺っておりますので、他の自治体の状況などを調査しているところでございます。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） 今、部長から小規模事業者、要するに経営基盤の悪いところが、お金の融通が利かないところがあると思います。ぜひそういった助成をしていただきたいなと要望したいと思います。

続いて、支援策のPR、相談窓口の部分ですけれども、支援制度の周知ということで広報などホームページというようなお話で、なかなかきちんと全てを出せないというお話がございました。ぜひ就職ですとか生活支援などの施策を取りまとめたパンフレット、きちっとした冊子、そんな立派な冊子じゃなくてもいいと思うんですけど

も、パンフレットを作ってそれをお配りする、それを見ると、こういった施策があるんだ、そういったことが分かるようにすべきだと思うんですが、その点はいかがですか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 現在、新型コロナウイルスの影響を受けている市民の皆様へ支援策を分かりやすくお伝えするという事は重要と考えております。制度的なものは、随時、今後も変更、そういったものが生じてくる可能性もございますので、随時の変更に対応できる簡易的なものということになるかもしれませんが、パンフレットあるいはリーフレット、その他別な形になるかどうかですけれども、そういったものを作成いたしまして、分かりやすく迅速にお伝えするという事については早急に対応してまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） ぜひ、なかなか市報を見てもよく分からない、ホームページを見ても簡単に書いてあって、本当にこれに私が該当するんだろうかと。もっと言いますと、こういった制度がある、支援制度があるんだということ自体、知らない市民の方が多くいらっしゃると思います。ぜひその点、そういったものを早急に出していただきたいと要望します。

続いて、就職氷河期世代への支援なんですが、神戸市などではSNSを通してカウンセリングデータを集め、そしてAIを使って求人企業とマッチングをさせていると。神戸市は大きな都市ですからそういったことができるんでしょうけれども、そういったことを米沢市としても考えていくべきだと思うんですが、その点はいかがですか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 今、議員から御紹介ありましたとおり、神戸市ではSNSやAIによるオンライン上のキャリア支援プラットフォームを構築して、新型コロナウイルス感染症の影響で雇い止

めになった人及び就職氷河期世代の求職者を対象に登録者を募り、キャリア相談、研修支援、マッチング支援などのコンサルティングを提供する取組を進めており、10月からのサービス開始を予定していると伺っております。

AI技術を駆使したマッチング支援事業としては注目すべき内容であります。本市と神戸市では人口や経済規模及び産業構造の面で大きく条件が異なりますので、まずはサービス開始後の運用状況について情報収集に努めながら、効果等について研究してまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） 財政規模が大分違いますのでそこは分かりますけれども、だとするならば、広域的な部分で、米沢市だけでなく広域としてそういったこともできるのではないかなと思うんです。そういったことも含めてぜひ御検討いただきたいのと、そこは強く要望したいと思っております。

そして、市職員の採用についてなんですが、今回UIターン枠というものを設けられたということで、そこで就職氷河期の世代の方も受験をしていただけるのではないかというお話が先ほど壇上から答弁がございました。

ただ、この枠の受験資格、勤務経験5年でしたっけ、5年以上ある方ということで、勤務経験の括弧書き「アルバイト及びパート職員を除く」となっております。非正規は除かれるんです。先ほど壇上でも言いましたけれども、就職氷河期の多くの人たちは非正規労働者です。だとするとこの制度では就職氷河期世代の方を救えないんですよ。この点、非正規雇用で働いた人たちも応募できるように門戸を広げる気はございませんか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 UIターン枠につきましては、今年度から広く人材を募集するために実施をしたところでございます。

このたびにつきましては、受験生が民間企業な

どで形成いたしました一定の水準以上の知識、スキル、経験を本市職員として生かしていただきたいということを目的としまして実施いたしました。そういうことから5年以上の経験年数とパート・アルバイト職員を除くとした受験資格を設定したところでございます。

今後、多様な人材を確保する意味でも様々な工夫を凝らしながら職員採用については検討していきたいと考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） それですとやはり就職氷河期世代の人たちは受けられないんですよね、スキルがないですから。スキルアップする機会もなかった。そういった中で働いてこざるを得なかった。

そして、間もなく40代50代になっていく。8050問題というのが話題になっていきますけれども、間もなくそういった部分、親世代が亡くなって、就職氷河期世代の方たちが残る、しかしながら50代になっても非正規、収入が安定しない、雇用が安定しない。まして今回のコロナウイルスの関係でまたぞろこういった世代の人たちが就職難、派遣切りに遭うのではないかととも言われていますし、実際そういった状況が出ています。それに対して本市としてそういったことに何ら手だてをしていないと言わざるを得ないのかなと思います。そこはやはりもっと門戸を広げるべきだと思いますが、再度、いかがですか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 年々応募者数が減っているのも事実でございますので、いかに有能な人材を確保するか、様々な工夫が必要だと思いますので、当面は、まずはUIターン枠の実績を検証しながら、その上で可能であれば検討していきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） ぜひそこは、そういった世代を救っていく、そのための国の施策もある

わけですから、それに対して地方自治体もしっかりと応えていく必要があると思います。

就職氷河期世代の人たち、能力が劣っていたから非正規だったわけじゃないんです。雇用状況が非常に悪かったから就職できなかった。正社員になることができなかった。正社員率0.91%という数字も出ていますが、そういった方たち、本当に自分たちが悪いから正社員になれないんじゃないか、そういった思いを抱いている方々もたくさんいると言われています。ぜひそこは、能力を言うのであれば、高い部分もあると思いますので、ぜひ本市としての対応をお願いしたいと思います。

それから、先ほどから、派遣切りに遭った人たちの部分で言いますと、福祉とうまくつながれないというケースがあると言われています。住居の部分であるとかそういったところで何とか生活を維持している部分はあるかと思うんですが、それ以外にも精神的にも肉体的にも非常に厳しい状況になっている方もいらっしゃると思います。そういった人たちと福祉、そういったものがきちんとつながっていく必要があると思うんですが、そういった方のために行政から積極的に働きかけをするというお考えはございませんでしょうか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 急な解雇に限らず、生活に困っても自己責任と思い、一人で悩んでいる方については相当数存在すると推測しておるところです。そういった方々のために、先ほど御紹介申し上げた米沢市生活自立支援センターというものを設置しております。様々な媒体を使って周知に努めているところではございますが、このたびのコロナ禍を経験したことにより、さらに認知度を上げていかなければならないと実感しているところでございます。

あわせてまして、困ったとき身近に相談できる人の存在、困った人に気がつける地域のつながりに

についても必要性を感じているところでございます。

今後、米沢市生活自立支援センターの知名度向上とともに、市民の福祉意識の醸成、地域のつながり強化、そういったものにも取り組んでいかなければならないと認識しているところでございます。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） コールセンターの話にもつながるんですが、生活が困った、どうしたらいいかなれば、市役所に電話をよこすんですね。先ほど社会福祉協議会の中に自立支援センターの話がございましたけれども、最初に社会福祉協議会に電話する方はどれだけいるのでしょうか。そういったことを考えるならば、ここに電話をすれば何とかいろいろな制度を教えてもらって、そこから専門的なところにつないでもらえる、そういった仕組みをつくっていかないと、今のままだと、市役所に電話が来ましたが、「これは社会福祉協議会の生活資金貸付けです」と回される、そういった状況になっている。要するにたらい回しが起きているんです。そういった意味で、しっかりとコールセンターに電話をするとそこである程度整理をしてもらって、そこで自分どこに行けばいいのか、そういったことが分かる、そういった仕組みをつくるべきだと思うんですが、その点はいかがですか、再度。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 お話のありましたとおり、相談窓口の周知にも今後さらに努めていく必要があると思っておりますし、そういった相談受付の体制、そういったものについても整理をして、相談しようとする方が迷わないような体制をつくっていくべきと考えております。今後さらなる検討を続けてまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） その点は就職氷河期世代の就労相談というところも絡んでくるんで

すけれども、そういった窓口をある意味一本化していく、事業所との雇用の部分と生活の部分と、なかなか相入れないわけではないんですが、難しい部分、一緒にするのが難しい部分は確かにございます。しかしながら、そこに電話をすれば、ある程度整理をして、じゃ就職のことだったらここに行けばいいんじゃないというふうに道筋をつけていくことがやはり大事だと思いますし、そのことをしっかりとできる、そのことは先ほどありましたパンフレットであるとかリーフレットであるとかそういったところにきちっと記載されることで、なおより充実すると思うんですが、その点はいかがですか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 やはりたらい回しというものについては極力、極力といいたしうか、起こらないような、分かりやすい相談窓口というもの構築あるいは整備、そういったものについては今後ますます重要になっていくと考えておりますので、今後取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番(小久保広信議員) 最後にしますけれども、お昼も近いですし、労働条件をしっかりと守る意味でもここで終わりたいと思うんですが。

今回のコロナウイルスの問題で、新たなロスジェネ世代が生まれるのではないとも言われています。その可能性があると言われている。そういったところで、しっかりとした対策、支援というものが市としても必要だと思うんですが、本市としてはどのようにお考えですか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 新型コロナウイルス感染症の影響が今後長期化すれば、議員お述べのとおり、雇用にも多大な影響を及ぼすことが危惧されます。そんな中で、現在、国におきましては産業の国内回帰も視野に入れながら、雇用、事業、生活を守り抜き、経済の力強い回復を実現するため、

令和2年度第1次補正予算及び第2次補正予算に基づく各種事業の速やかな実行を目指しております。大きな成果を期待しているところでございます。

本市としましては、現在、多くの大学生は就職活動中でありまして、また高校生については秋に就職活動が解禁になりますので、今後の雇用情勢を注視するとともに、若者の地元定着・回帰に向けた取組を関係機関と連携しながら進めてまいりたいと思っております。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番(小久保広信議員) ぜひ国・県だけではなくて、米沢市独自の施策というものも期待をして、私の質問を終わります。

○鳥海隆太議長 以上で1番小久保広信議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時00分 休 憩

~~~~~

午後 0時59分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、ケアラー支援策の充実について外1点、2番影澤政夫議員。

〔2番影澤政夫議員登壇〕(拍手)

○2番(影澤政夫議員) 市民平和クラブ、影澤政夫でございます。昼食後のひととき、私の質問が眠気を誘うものか、あるいは目がぱっちりするような、そんな質問になるのか、ひとつ皆さん、最後までよろしくお付き合いください。

新型コロナウイルスの感染症の問題については、各議員方々がそれぞれ真摯な御意見、御提言、またそれに対して当局の方々も一生懸命この事態を収拾すべく、あるいは少しでも影響を少なくすべく日夜頑張っておられる。私は一種の感動すら

覚えてございます。なかなか何事も初めての経験、そう簡単に最初からうまくいくわけがない。そのことを皆さん心に刻みながら、厳しい質問や提言、それに対して答える側、この心のやり取り、このことこそ今後この新型コロナまたはこれからまた新しく発生する感染症などに人知を結集して我々は立ち向かっていくのだという思いを新たにしたところであります。

私は、本質問の中身は、少し新型コロナウイルス感染症からは外れますけれども、今申し上げたような人の心、これを大切にする、私としては、大切な法案が施行されるに当たり、そのことについて2点御質問させていただきたいと思います。

最初に、本日もお暑い中、傍聴にいらした市民の皆さん、大変御苦勞さまでございます。よろしく願いいたします。では早速質問させていただきます。

まず、大項目1番、ケアラー支援策について質問させていただきます。

ケアラーという表現について、あるいはヤングケアラーなど、最近特にテレビや新聞で見聞きする機会が多くなっていると存じます。しかし、一体どんな方々のことをいうものか、あまり釈然としない方もいらっしゃるかと存じます。

また、最近では政府が提唱した3本の矢の中で、ワーキングケアラー、ケアワーカー、それらについて大きく取り沙汰され、同時に業界団体や労働組合からはケアワーカーの処遇改善が要望されるなど、国会でも取り上げられたことから、ケアとは介護のことであり、ワーキングケアラーとは働きながら介護をする人、ケアワーカーとは介護を職業とする人との認識が定着しつつあります。

その中で、特に国は、ワーキングケアラー、その介護に伴う離職を防止する支援、施策を重視し、様々な対応が検討されております。つまり制度的にも財政的にも改善策や支援の努力を続けているということになります。それらの認識に加え、何ゆえのケアラー支援となるのでしょうか。

この問題について、厚生労働省は、2018年3月、家族介護者支援マニュアルを発行し、各市町村に配付しております。そのサブタイトルとして「介護者本人の人生の支援」とされております。私としては、ケアラーとは主に家族介護者のことであり、その方々に対する支援、すなわちケアラー支援となると認識いたしますけれども、本市としてどのようにケアラーを定義され、マニュアル等を検証されていらっしゃるのか、まず伺いたいと存じます。

あわせて、私は、2019年3月、同省が外部委託した国内大手リサーチコンサルティング会社によって作成、発表されているヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書の中から、ヤングケアラーについては家族にケアを要する人がいることで家事や家族の世話をを行う子供との認識を持ちましたが、本市としてはどのように認識されているのか、併せてお答えください。

家族介護マニュアルは、その構成の多くを調査結果の説明、検証に割いておりますが、その中で、民間のケアラー支援団体が厚生労働省が行った補助金を得ながら、2011年、全国5地区各4,000世帯、合計2万世帯を対象としたアンケート調査を行った結果、実に5世帯に1世帯の割合でケアラーが存在し、少子高齢化も相まって現状増加し続けている実態が報告されております。また、同団体は、2017年、ヤングケアラーの実態調査も手がけました。藤沢市と南魚沼市、小中教員調査を実施、つまり学校現場から見て問題の把握に努めました。それによると、受け止める側の教師の認識は、4人に1人程度該当する生徒がいるとの結果となっております。

厚生労働省は、同マニュアルの中でそれら実態を検証し、今後の支援の在り方については、今までの要介護者の支援について、主にでありましたが、今後重点を置くべきはむしろ家族介護者に対しても同意で行われるべきであるとの認識に立っております。

このことは、家族介護力、その維持だけを目標にしてきた従来の方針では限界があり、介護者が誰にも相談できず自滅してしまいかねない懸念を強くしたもので、仕事をはじめとする社会参加の継続維持、生活及び人生の質の充実維持の確保、心身の健康維持・充実など、もっとケアラーに寄り添った支援を強化すべきとの提起であります。

一方の学校現場の調査では、そういった子供たちは、家族のために家事、精神的サポート、介護などを行い、そのために学校生活、例えば遅刻、宿題忘れ、忘れ物が多いなどなど、あるいは衛生面、栄養面などに影響が生じていることが確認されていること、また学校の教員も気になる児童生徒としてその存在は認識しているものの、十分に支援することが難しい状況にあることが浮き彫りになっております。そこで伺いたします。

このケアラーについて、本市としてどの程度の実態を把握され、今後対応などについてお考えなのか、具体的にお聞きしたいと存じます。

冒頭、ケアラーの定義について種々申し上げましたが、なぜこだわったかといえ、介護支援について、2005年の介護保険法改正によって義務化、構築された地域包括支援センター、それ以来、様々な支援の在り方や施策について日々対応してこられたわけです。しかし、今現在、ケアラーの方が例えば介護のことで少し疲れて困っております、何かよい支援策はありますかと質問があれば、デイサービスやショートステイが使えるように、ケアマネジャーも家族に配慮してなどなど丁寧にお答えいただけることでしょう。また、各機関への紹介もしていただけることでしょう。でもそれは、御本人の仕事の継続や人生の質、心身の健康維持などまさにケアラーが直面する重要な課題に向き合い、ケアラーが求める本当の答えには少し遠いものなのではないでしょうか。

そのことは、学校現場において身近な存在である担任の先生でさえも、遅刻や忘れ物、宿題もしてこないヤングケアラーに対して、君は介護で大

変だから仕方がないとは言えないことと全く同意ではないでしょうか。漠然とした言葉の陰に、様々な実態や、現行体制の下では自身の真心を胸の内にしまい込まなければならない現状は、単にケアラーだけの問題にとどまらず、社会全体の課題として取り組むべきと考えますが、本市の御認識をお聞かせいただきたいと存じます。

厚生労働省委託調査の対象は、この場合、ヤングケアラーでございますけれども、要保護児童対策地域協議会を通してのものであります。すなわち全体のものではないとの反省点も付言しております。したがって、実態の把握は急務であり、未来ある子供たちの心身とも健全な発達に資する自治体での対応を強く求めています。

しかし、ここで注目すべきは、子供の虐待防止対策として機能拡大を主眼にした要保護児童対策地域協議会、それを調査対象に選出し、大手リサーチコンサルティング会社の調査並びに提言を厚生労働省が採用した点であります。ヤングケアラーの実態について、もう一つの側面でもあり、手がかりになると考察いたしますが、本市としてはどのようにお考えかも併せてお聞かせいただければ幸いと存じます。

この質問の最後に、来年4月に施行される改正社会福祉法第106条の4には、重層的支援体制整備事業を市町村が具体的に行う旨、厳密に規定しています。相談支援、参加支援、そんな地域づくりに向けた包括的な支援を規定し、さらに新機能としてそれら包括的、重層的な支援機能を一体的に行政はもとより各福祉団体、事業者、地域コミュニティなど、事業化も含め備える法定事業に定義した点が挙げられます。介護、障がい、子供、生活困窮の分野からの財源拠出などの財政支援を定め、当該事業の実施を促進するとしています。様々な行政機関や学校、地域においては民生委員・児童委員の皆さんも含め地域連携を構築しなければなし得ないものであり、本質問のケアラー支援に率直に結びつく改正法と私は考えており

ますが、本市としての御見解と、本市として本年3月に提示された第3期米沢市地域福祉計画との関連性も含めてお答えいただきたいと存じます。

これら様々な動向を分析してその上でということになると思いますが、私としては、ケアラー支援条例制定も視野に入れた早急な対策を本市として対応すべきと考えますが、本市としての今後の方向性も含め具体的にお尋ねいたします。

続いて、もう一つの大項目、ハラスメント防止についての質問に移ります。

本年6月1日から施行されたパワハラ防止法、本市としての御見解、市民、事業者への啓蒙及び本市自体の職員への対応なども含めお尋ねいたします。

本市は、米沢市労働行政についても責任を有するものであり、本法施行についてどのような所見をもって市政に反映していくのか、またその実態等の把握等を行っていらっしゃるのか、まず確認させていただきたいと存じます。

具体的には、社会人同士の職場いじめの顕著な例として記憶に新しい神戸市における教育現場でのいじめなど、本法制を待たずとも、本市としてあるいは教育委員会などでどのように検証され、対応を講じてこられたのか具体的にお答えいただきたいと存じます。

また、本法律の最も重要とされる点は、1つには職場におけるハラスメント行為の起因となるものを防止に向けて事業主自身が防止策を作成、明確にし、周知、啓発を図らなければいけない。次に、相談窓口を明確にし、適切な対応ができるようにする。3番目として、パワハラの行為者に対する措置を行うこと、併せてケースごとに再発防止に向けた措置を講じなければならないといった事業主責任、一方で労働者の責務として、ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に注意することを責務として明文化した点であります。

こういった新しい事案について、その解釈や啓蒙は非常に重要なことであり、市民の皆さんにどのようにアピールしていくのか、具体的な啓蒙施策等についてもお示しいただきたいと存じます。

続いて、まずは自分たちからとの観点でお尋ねいたします。

翻って、本市職員皆さんの場合はどのようになっているのか。本法で定義されている周知啓発、相談窓口など十分に対応されているのか、また学校現場ではどうなのかなど、明確に具体的にお答えいただきたい。

現状、本市職員は地方公務員法などによる条例や規程対応に準ずる者との認識を持っております。本法に照らしそれらが十分に防止機能を有するに足るものなのか、併せてお聞きしたいと存じます。

加えて、改正法審議の過程において衆参両院の附帯決議に盛り込まれた第三者からのパワハラ対策について、本市行政窓口、学校現場などでの認識や取組について、今後どのようなお考えで対処されるのか、本市としてのお考え、今後条例、規程、体制などに新たな登載や具体的手法に変更が発生するのかも含めお答えいただきたいと存じます。

今回の法律は、社会規範や道徳的に個々人の対応などに依存してきたことへの限界と昨今の社会情勢を踏まえた法制化と認識をいただいております。同時に、既に義務づけされているセクハラ、妊娠・出産・育児休業などに関するハラスメント、その防止対策も強化されていることも重要なポイントとして認識しております。また、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行った場合、他社からの雇用管理上の措置に協力対応をしなければならないともされております。

これら既存のハラスメント対策のさらなる強化基準に抵触してはいないかなど、本市としての日常的なチェック体制はどのようになされているのか、この点についても本市の御見解、対応をお

聞きいたします。

報道の中には、とりわけ男子職員の育児休業などの取得率の低さを疑問視あるいは問題視した報道がなされておりますけれども、そういった声を積極的に行政に生かすべく、先進的な事例を御紹介いたします。

「ワークライフいきいきアクションプラン～仕事と育児の両立・女性職員の活躍推進を目指して～」の策定について、ワークライフいきいきアクションプランを次のように策定するとした以上の文書は、本年3月19日提出、策定された、ある地方公共団体、これは市ですけれども、公平委員会での提案文書であります。

先ほど地方公務員法に触れましたが、公務員は労働基本権の制約がございます。その代償機能を果たすために人事院があり、規則の制定、改廃や不利益処分の審査、勧告などを行っております。同様に、市職員などについても不利益処분을審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずることを職務としているのが公平委員会との認識を持っております。

当然ながら本市にも設置されておりますが、本市職員の苦情等窓口最前線との認識で間違っていないかまずお聞きし、12月定例会でも質問させていただきましてけれども、会計年度任用職員制度は本年4月から施行されております。制度上、任期の定めのある職員の方とない職員の方が混在する職場環境の下、あるいは劇的な環境の変化などによって様々な問題など発生していないか、育児休業等遺漏なく実行されているのか等も含め、実際相談のあった件数などについてもお答えいただきたいと存じます。

私としては、本市職員にとって公平委員会の存在は非常に大切だとの考えに立っております。加えて、今般の法令には職場でのパワハラについて具体例も規定されている点について考えると、単に苦情などを受動的に受付してからの対応で十分かとの心配もございます。あるいは、本法に

期待し個人としての権利として行使した場合、決して権利行使を否定するものではございませんけれども、地方公務員法上、条例等の規定に抵触し、逆に不利益を被ることになりはしないか、そんなことも心配してございます。もっと気軽に相談ができ、自浄作用を最大限生かせる新たな仕組みを模索、研究し、体制を構築すべき時期と考えますが、本市としてのお考えをお聞きいたします。

また、一方、今月8日には改正公益法が参議院本会議で全会一致で可決されました。内部通報体制の整備義務化など、罰金規定も網羅された法律の規定となったわけです。これは行政機関においても例外ではないと存じます。そういった様々な法制上の制約がどのように業務やそれぞれの職員の職責に関わってくるのかなども含め、新たなパワハラ火種のなりはしないかとの検証や対応といったことにある意味アンテナを高くし、柔軟な対応を行える職場環境構築は非常に重要なことだと考えます。その点についても御見解があれば併せてお答えいただければ幸いと存じます。

以上、いささか長くなりましたけれども、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

〔安部道夫健康福祉部長登壇〕

○安部道夫健康福祉部長 私からは、1のケアラー支援の充実についてお答えいたします。

まず、本市としてどのようにケアラーを定義しているかについてお答えいたします。

ケアラーについては、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などの看病、療育、世話、気遣いなど無償でケアする人、いわゆる全ての介護者を示すものと認識しております。その上で、本市としましては、最も身近な介護者である家族介護者をケアラーと捉えているところです。

次に、家族介護者支援マニュアルなどを検証しているかについてお答えいたします。

家族介護者支援マニュアルが市町村及び地域包

括支援センター向けに作成されたことを受け、市内各地域包括支援センターと検証及び協議を行い、平成30年度からこのマニュアルを基として、個別相談、支援の充実、他機関共同による支援の強化に取り組んでおります。

地域包括支援センターが行う高齢者支援は、高齢者のみならず、高齢者を取り巻く全ての環境が支援対象であることから、高齢者、家族介護者を含めた世帯、家族全体に対し必要な支援を実施しているところです。

具体的には、担当地区内での認知症サポーター養成講座や認知症カフェでの出張相談など、家族介護者が相談しやすい場の開拓のほか、令和元年度からは厚生労働省作成の介護休業制度に関するリーフレットを活用し、仕事と介護の両立のための情報提供ができるようにいたしました。

市の事業といたしましても、紙おむつ支給や生活支援短期入所による介護負担軽減、家族介護者交流会の開催、認知症の方の状態に応じた対応の流れをまとめた認知症ケアパスの発行などを実施しております。他機関共同による支援体制の強化につきましては、地域包括支援センターによるワンストップ相談支援を一次対応とし、市役所内の各部局のほか医療機関や保健所などの関係機関と連携し対応しております。

令和2年3月には国により市町村、地域包括支援センターにおける家族介護者の就労継続支援に関わる取組ポイントが作成され、家族介護者の就労継続支援のために労働部門との連携の必要性が示されたところです。

山形県では介護離職ゼロ啓発事業として取組を始めておりますので、今後県の動向を踏まえながら本市としての取組を検討してまいります。

あわせて、ヤングケアラーの認識ですが、本市としては家族にケアが必要な方がいる場合に、大人が担うような役割、責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、心のサポートを行っている18歳未満の方と認識しております。

なお、ケアが必要な人とは、主に高齢の祖父母や障がいまたは病気のある親、兄弟姉妹ですが、親戚などの場合もあると考えております。

次に、実態把握についてですが、ケアラーの実態把握という視点での調査はこれまで実施しておりませんが、介護認定を受けている方や障がい福祉サービスを受けている方に関しましては介護支援専門員や障がい者相談支援専門員が家庭を訪問したり、ケース会議などで様々な情報を把握し、ケアラーの意向や負担軽減も考慮しながら適切な支援に結びつけているところであります。

なお、制度に当てはまらない方や制度のはざまにいる方のケアラーについては、実態の把握に至っておりませんので、今後総合的な相談体制の整備と併せて対処すべき課題と認識しております。

次に、ヤングケアラー問題を社会全体で取り組むべき課題とのお考えにお答えいたします。

やはり懸念するのは、家族が見るのが当然という思いが強く、自分の生活や健康がおろそかになってもその認識がない、認識はあっても声を上げられないなどにより適切な支援に結びついていけないことであります。さらに、誰にも相談できず、地域や学校、友人の中から次第に孤立していくことも考えられます。あの家は家族がしっかりしているから大丈夫ということではなく、いち早く支援につなげるためにも、市民一人一人の福祉意識や気軽に話し合える地域のつながりなど、社会全体で取り組んでいくべきものと認識しております。

次に、要保護児童対策地域協議会のケースがヤングケアラーの実態確認の手がかりになるのではないかとということに対する本市の考え方についてお答えいたします。

要保護児童対策地域協議会は、既に御承知のとおり、子供を虐待などから守る地域のネットワークとなっています。保育所や学校や行政など子供を取り巻く関係機関がそれぞれの情報を共有し、要保護児童等の適切な保護及び支援の内容を協

議するものとなっています。

平成30年度、令和元年度の2か年にわたって行われた大手リサーチコンサルティング会社の要保護児童対策地域協議会に対する調査においては、その結果からヤングケアラーに対する認知度の低さ、早期発見、早期対応の必要性が示されました。

今後、本市としても、要保護児童対策地域協議会の登録ケースにおいて、ヤングケアラーの早期発見、早期支援につなげることができるよう相談員のヤングケアラーに関する知識の習得に努めるほか、関係機関との連携を図りながら適切な家庭の支援に努めていきたいと考えています。

次に、令和3年度に施行される改正社会福祉法とケアラー支援及び第3期地域福祉計画の関連性についてお答えいたします。

このたびの改正は、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を推進するための支援が主な目的であると認識しております。新たに重層的支援体制整備事業が創設され、高齢、障がい、子供、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業について、財政支援が一体的に実施されることとなります。

重層的支援体制整備事業には3つの支援内容があります。1つ目は、本人、世帯の属性にかかわらず受け止める総合相談支援、2つ目は、本人、世帯の状況に合わせ、地域資源を生かしながら就労・居住支援などを提供することで社会のつながりを回復する参加支援、3つ目が、地域社会から孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す地域づくりに向けた支援であります。

第3期地域福祉計画においては、寄り添い、支えていく取組の中で、断らない総合相談体制の整備を進めていくこととしており、現在は市役所内部の体制について検討中であります。段階的に重層的支援体制整備事業の活用も進めてまいりま

す。

次に、（3）条例化を含めた今後の方向性についてお答えいたします。

ケアラー支援条例につきましては、令和2年3月に埼玉県が全国初の条例を制定いたしました。企業や学校など、ケアラーに対する社会的配慮を促すために有効な方法の一つであると考えます。

本市におきましては、本年3月に「支えあいの“わ”で築く 一人ひとりが輝くまち よねざわ」を基本理念とした第3期地域福祉計画を策定しました。ケアラー支援に特化した記述はございませんが、基本理念を目指す上で「気づく・つながる・広がる」という3つの視点で目標を立てております。

具体的には、近所の中で大変そうな家庭に気づく、気軽に民生委員などに相談し、行政や支援機関につながる、支援が途切れないよう様々な主体が関わり、支援の輪が広がるというように、地域の中で様々な課題にいち早く気づき、包括的に受け止めて継続的に支援していく体制を目指していきます。まずは地域福祉計画に沿って施策に取り組み、地域住民一人一人の意識の醸成や地域のつながり強化を図りながら、支援が行き届かないあるいは支援が途切れてしまうことがない体制づくりから始めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、初めに1の（2）ヤングケアラーの実態の把握についてお答えいたします。

ヤングケアラーについては、家庭内のことで問題が表に出にくく、調査による状況把握は難しいですが、ヤングケアラーと思われる児童生徒を早期に発見し対応することは重要であると認識しております。

学校での実態把握の方法としましては、欠席や遅刻、早退が多い、宿題や持ち物の忘れ物が多い

児童生徒に担任などから声がけをして聞き取ったり、家庭訪問や保護者面談の折に保護者から聞き取ったりしています。また、民生委員・児童委員の方から情報をいただくこともあります。このように、学校では児童生徒や保護者と関わる機会が取れることから、今後も早期発見に努めていきたいと考えております。

次に、2のハラスメント防止についてお答えします。

初めに、学校現場におけるパワハラの実態を把握しているかについてお答えいたします。

学校訪問や管理職への聞き取りを年に数回行っておりますが、本市小中学校において教職員間でのパワハラはないと認識しております。

次に、学校でのパワハラ防止の取組についてお答えいたします。

パワハラは、それを行っている人にその自覚がない場合があることから、管理職はじめ全ての教職員が人権に対する感覚を磨き、まずは自分自身がパワハラを起こさないよう、どのような行為がパワハラに当たるのか理解し、正しい認識を持つことが大切であると考えています。

具体的な取組としては、学校に対しパワーハラスメント防止パンフレットを送付し、パワハラに関する正しい認識を持つよう周知を図るとともに、相談窓口についてもお知らせしています。各学校では校内倫理委員会を設置し、未然防止や理解促進に努めています。また、教職員一人一人が日常的に同僚性を高め、ふだんから仕事上のコミュニケーションを大切にし、誤解や行き違いを生まれないよう心がけており、よりよい人間関係が築かれるよう努めています。

教育委員会としましては、パワハラ防止法の施行を受け、パワハラをはじめとする各種ハラスメントを防止するために、教職員が気持ちよく働くことのできる健全な職場づくりを目指したいと考えております。

続きまして、第三者からのハラスメントに関わ

る対策についてお答えいたします。

学校では、教員や学校に対する苦情や、解決が困難な事案などがあった場合、複数教員で対応する体制を整えており、場合によっては管理職が直接対応することもあります。問題を一人で抱えず、情報共有しながら学校全体の問題として解決に取り組んでいます。

また、教育委員会に相談、報告があった際は、学校と連携して解決に取り組む体制を取っております。状況によっては、昨年度から配置されている学校教育専門員を学校に派遣し、早期解決に取り組んでおります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 ここで暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休 憩

~~~~~

午後 1時43分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、2のハラスメントの防止についてお答えいたします。

初めに、パワハラ防止法の施行に伴う本市の取組のうち学校現場や医療現場以外の部署に関するものについてお答えいたします。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、いわゆるパワハラ防止法が昨年6月に改正され、中小事業主を除き、今年6月1日から相談窓口の設置や研修の実施等が義務化されたところでございます。

職員に対しましては、このパワハラ防止法の施行前の平成23年度から全職員を対象にパワーハラスメント対策研修を継続的に実施し、パワハラ

防止の意識啓発に取り組んでいるほか、パワーハラスメントだけではなく、セクシュアルハラスメントをはじめハラスメント全般の相談窓口も設置し、随時職員からの相談に応じる体制を整え、総合的にハラスメント防止に努めているところでございます。

また、職員の育児休業や看護休暇等に関しましては、米沢市特定事業主行動計画の策定や子育てをする職員のための各種マニュアル、リーフレットの整備のほか、平成31年2月には市長をはじめとして常勤特別職や管理職がイクボス宣言を行う等の取組の推進により、ハラスメントといった阻害要因を排除し、これら休業等の取得促進を図っているところでございます。

今後も引き続きパワハラ防止策を講じ、職員の働きやすい環境整備に取り組んでいきたいと考えております。

なお、市民への啓蒙に関しましては、市内事業所に対し、本市のホームページや「広報よねざわ」による周知に加え、関係機関からの各種啓発チラシ等の送付依頼に協力するなどして周知を図っていくほか、労働基準監督署、山形県及び商工団体等と連携しながら市内事業所への啓発を図り、職場でのハラスメント防止を推進していきたいと考えております。

2つ目の本市職員へのハラスメントの実態はどうかについてであります。さきにお答えいたしましたハラスメント全般の相談窓口は常勤・非常勤を問わず全ての職員が相談することができるものとなっております。当該窓口には近年は年に一、二件程度の相談が寄せられており、これら相談が寄せられた場合には適宜必要な対策を講じる等、適切に対応しているところでございます。

また、職員は、地方公務員法に基づき公平委員会に対し苦情として相談することができることとなっており、これにはハラスメントに関しても含まれるものと認識しております。この相談は、常勤・非常勤を問わないものであり、会計年度任

用職員も含む一般職の職員全てが相談できるものであります。

公平委員会に対する相談件数等につきましては、年1回、公平委員会から人事当局に通知を受けておりますが、パワーハラスメントをはじめハラスメントに関する案件はない状況であります。

3つ目の第三者からのハラスメントに関わる対策についてであります。パワハラ防止法等改正時における附帯決議にある第三者から受けるハラスメントや悪質クレーム等により就業環境が害されることは、通常業務の中で起こり得るものと考えます。そのような場合には所属長が中心となり適切に対処しているものと認識しており、職員からこういった事案に関する相談が寄せられたことはありません。

申し上げるまでもなく、窓口業務や電話対応等については親切丁寧に行わなければならないものであり、今後もこの姿勢で対応していくものであります。既に策定しております不当要求対策マニュアルに加え、国の取組等を参考にしながら本市のパワハラに関する指針を策定する予定でありますので、その中に第三者からのパワハラに対しても適正に対応できるような内容を盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

また、内部通報体制の整備等が義務化された公益通報者保護法の一部を改正する法律が可決されたところであります。公布の日から2年以内に施行とされており、国や山形県からは具体的な指針等については示されていないところでありますので、今後当該指針等が示された時点で本市の対応を検討していきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） とりわけケアラー支援のお話につきましては、様々な、先進的とでも申しましょ、今後対応する中身も含めて詳しく御答弁いただきまして、ありがとうございました。

御答弁の中にもございましたけれども、全国に先駆けて埼玉県でケアラー支援条例を制定されたというこの御答弁の内容がございましたけれども、こちらはちょっと古いんですけども、2015年の埼玉県の高齢化率24.8%、ちなみに山形県の場合は当時30.9%ということで、埼玉県の場合、その24.8%をもってこれはもう今までの介護形態を取っていたのでは駄目だということで研究に入り、その研究の過程の中でこのケアラー問題というところについて、特化してではないんですけども、副産物という言い方もちょっと語弊がありますけれども、そういう形で条例化を目指したと。一方では、埼玉県というのは沖縄に次ぐ全国2番目の高齢化が進む地域だとなっておるんですけども、山形県30.9%、2015年当時ですよ、という中身と現状に至れば、その温度差たるや果たしていかなものかとちょっと思うんですけども。

私としては、なぜケアラーなのかということで、壇上でも申し上げたとおり、部長もおっしゃいました、法のはざまで悩んでいらっしゃる方、その実態の把握というのがなかなか難しい、だからこそ実態は早めに把握していただきたいということを申し上げているんですけども、そういう方々に光を当てなければならない。それには条例化を含む早急な対応、実態調査ということを述べたいんですけども。

そこでちょっとお聞きしたいんですけども、この間、御答弁の中にありましたけれども、本年3月につくられた第3期米沢市地域福祉計画、そこにも様々なアンケート調査なり調査対象、いろいろなことがございます。一定程度そのはざまの方の率を割り出すということは難しいかもしれませんが、類推に足るデータというのはあるんじゃないでしょうか、いかがですか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 事前に調査したお声を聞いた限りにおきましては、やはり项目的にはケア

ラーに特化したものというのは設けていなかったということもございます。自由記載欄というのがございますので、そういった記載の中でそのようなものが類推できるものがあるかというところなんです、その辺の実態についてはちょっと承知していないところでございます。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） 御答弁の中にありましたけれども、その必要性ということについて十分認識しておられる、ケアラーについての御見解もかなり高邁なものをお持ちでいらっしゃるにもかかわらず、それをなぜ早急にやろうとしないのかというところが私は非常に問題かと思うんですけども、まさかそれは今後4年間のうちで地域福祉計画ともども対応していくのだということで、実際にケアラー対策なりケアラー支援という文言を今後使用する御計画等ありますか、市民に知らしめるとかそういった計画なんですけれども、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 先ほど冒頭にも申し上げたとおり、ケアラーについては家族介護者というような形での認識ということで捉えているところでございます。そういった意味での家族介護者という形では今後も取り組んでまいりたいということでございます。

ケアラーという言葉についての利用ということにつきましては、具体的な今後の取組については持ち合わせていないところでございます。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） ケアラーについて申し上げれば、ここにいるどなたもそのケアラーになる可能性もありますし、過去にそういったケアラーであったという方々もたくさんいらっしゃると思います。言葉の問題にこだわって云々申しましたけれども、現実的には認知されていながら対応されてこなかったというだけの話であって、今後ますます複雑な家庭環境も含めて、子供たちも含

めて出てくる中身であり、8050問題でそのケアラーは一体誰なのでしょう。80歳の親ですか、50歳の息子ですか。こういった物事の考え方というのは非常に大切だと思うので、ぜひもう少しケアラーについて、それこそ啓蒙の場、地域でのいろいろな支援策について、わざわざ申し上げたとおり、改正社会福祉法の中でここまで重層的な地域支援ということを言っているのであれば、本市の地域福祉計画においても同じような文言で書かれているのであれば、明確にケアラーということを認識しながら対応されるべきだと思います。いま一度聞かせてください。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 地域福祉計画の第3期ということで取組は今後本格的に乗り出すわけでございます。さらに、先ほど申し上げたとおり社会福祉法というものも改正になると。その中の取組において、そういった家族、世帯、そういったものの全体的な支援、そういったものも取り組んでいくわけでございますので、その中でケアラーの位置づけというものについても、法令上のそういった整備あるいは他市の状況なども勘案しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） 私としては、地域、それから事業所、様々な本市における生活の場、こういったところでの認知、そしてみんなで支え合っていこうじゃないかということ強く望むものでありますし、それを言葉として表していくということについては十分対応していただきたいし、その言葉から支援の意味が出てくる、そのように思うのでありますけれども、ぜひケアラーについてはもっと前面に出していただきながら、はっきり言って全てのそういった問題のもしかしたら原点なのかもしれない、そんな気もいたしますので、ぜひ今後とも強く対応していただきたいと思います。

その中でなんですけれども、誤解のないように

お聞きいただきたいんですけれども、ヤングケアラーの問題について御答弁いただきました。これは何も学校の先生方が発見して、学校の先生方で何とかしろよという私の思いではなくて、当然にして学校内ということになれば、子供たちの一番近い場所にあつてそれを発見するに至る可能性が非常に高いということと、位置づけとすれば発見する場ではないかということをやちょっと思うんですね。それは取りも直さず、発見しました、そしてどこかに相談しますとか、そのサイクルの一つだと私は思っているんで、例えば現状でお伺いしますけれども、学校でそういった部分があつて、地域の例えば民生委員・児童委員の方とどのような連携を今現在取られているのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 学校におきましてそういった児童生徒を発見といいますか、そういったことに気づいた場合につきましては、学校でまずは全体で協議をしながら解決を探るということがあろうかと思います。あわせて、今お話がありましたように、民生委員・児童委員の方をお願いをし、家庭の状況等を教育委員会に報告を受け、そして連携して取り組んでいるという状況でございます。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） 実は、私、民生委員の方からいろいろお話をお聞きする機会がございまして、なかなか学校との——いろいろあるでしょう、プライバシーの問題もあると、それではちょっとどうなのかということもあるんですが——連携が取れないと。何でと聞くと、情報を教えてくれない。その教える教えないの部分なんですけれども、現状は、指導部長がおっしゃるように十分に連携しているという学校側の認識があるということでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 その部分につきましては

様々プライバシーの問題等も場合によっては出てくるかもしれないと思います。一方、民生委員・児童委員の方々にはそういったプライバシーということ、守秘義務なども課せられておりますので、そういったところについては学校側でも認識しているところであります。学校として何かを隠すということではなく、子供たちがいい方向に向かえるような手段としては連携を図るべきだと思いますし、そういったことについて学校にも伝えていきたいと考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） ぜひその辺のところを連携を取っていただいて、先ほども申しましたように、学校にのみ何とかしろよと私は申し上げているわけではなくて、とにかく発見、認識、相談して支援、さらにまたこういったサイクルということの一部を担っているのだということの認識をぜひお持ちいただきまして、本当に地区との連携というのは、学校も含めてなんですけれども、大切なことで、まして将来ある子供たちが、今ヤングケアラー問題などといった部分について取り沙汰されているということの認識をまず持っていただきたいと思います。ぜひその辺のところでは言えば連携を取っていただきたいし、隠し立てないようということは申しませんけれども、気さくに相談できる組織体ではないかなと思うんですよ、民生委員の方々とも。ぜひそういった意味では定期的に対応されるとか、何か変わったことはございませんかぐらいの気軽さ、手軽さというものも追求していただきたいと思います。

私としては、ケアラー問題につきましては、いわゆる立法事実と申しますか、少ない、類推するに足る、要するに実態についての把握についてはないものの、今までお話しになったように、見解その他あるいは上位法の絡みも含めて言えば立法事実には十分足るものであらうと。したがって、ケアラー支援条例、ここまでぜひ本市としてお取り組みいただきたいものだなと、再度要望として

申し上げておきたいと思います。

続いて、パワハラの関係でございますけれども、御答弁によりますと、本市には、少なくとも学校現場、それから職員の部分につきましてもパワハラは心配するほど存在しないというお話だと思います。

そういう認識の下、先ほど壇上から申し上げたように、しかしながら様々な状況の変化の中で、確かに苦情を受け付ける窓口を明確に設けております、上司がお話を聞きます、真摯に話を聞きますということであるんですけれども、それは聞いて初めて分かるような中身であって、私としては、例えば職場にパワハラ防止とか、今回法令の中に具体的に絵入りで説明なっているわけですよ、どういった行為がパワハラに当たるかということも含めて。そういった意味ではもう少し職員に周知される必要が、あるいは市民に周知される必要が、知っていただく必要があるのではないかと思いますけれども、その辺のところはいかがですか。十分だという旨でよろしいですか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 先ほども申し上げましたけれども、このたびの法令改正に伴いまして人事院規則なども変わりました。それを受けまして、本市でも具体的なパワハラの内容について方針等を定めようと考えてございます。これまでも研修を繰り返してまいりましたが、さらなる周知も考えておりますので、まずは市内部におきましてそのような取組をしていきたいと考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） とにかく今後も継続して対応していただくということをお約束いただいているようでございますし、上司からのそういったハラスメント、パワハラ、これは職責上の上司ということで、私の向かい側に座っていらっしゃる方々の上司というのはごく少ないと思いますけれども、皆さんの下でたくさんの職員の方々が

働いていらっしゃる。たくさんの教職員の方々が働いていらっしゃる。その部下の皆さんは、間違いなく皆さんのお名前を存じ上げていると思います。でも皆さんの側からして、一人一人職員全て、教員全てのお名前を覚えていらっしゃるのかなど。私は、パワハラあるいは職場でのハラスメント、そういったことというのは、職員を覚えていますか、私の名前を知っていますか、こういったところに帰する問題だと思っております。この部分を十分御認識いただきまして、今後の市政なり今後の職場運営に対応していただきたいことを切にお願いして、私からの質問を終わります。

○鳥海隆太議長 以上で2番影澤政夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休 憩

午後 2時14分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、新型コロナウイルス感染症の第2波の備えとして本市は何をすべきか、8番高橋英夫議員。

〔8番高橋英夫議員登壇〕（拍手）

○8番（高橋英夫議員） こんにちは。日本共産党の米沢市議団、高橋英夫でございます。

6月議会、何といても今世界中を席卷している新型コロナウイルス、大きな問題になっています。米沢市においても地域においても私たち一人一人の生活においても大変な影響をもたらしているこの問題について、何としてもこれを取り上げて、今から、やがて来るかもしれない、そして来るだろう第2波に備えて、私たち、そして米沢市は何を備えるべきか、こういう重要な問題についてぜひ議論してみたいということで質問いた

します。よろしくお願いいたします。

中国の武漢市から感染が拡大して、今や全世界に脅威をもたらすことになった新型コロナウイルスの感染拡大の現状は、6月13日段階では全世界の感染者数765万3,993人、死者42万5,903人、国内においては感染確認例1万7,513人、死者931人、退院者合計1万6,235人です。

日本では非常事態宣言が解除となり、首都東京においては間もなく全ての自粛要請が解除されるという状況を迎え、表面的には落ち着きを取り戻しました。しかし、規制が解除されたことで国内での人の移動が一気に活発化することや、現在は南半球で急速に感染拡大が広がっていて、世界全体では収束傾向にないことを考慮すれば、いつ日本に第2波が襲ってきても不思議ではない、そういう状況なのではないでしょうか。

山形県内においては、これまでの感染者数が69名と比較的少なかったために、医療現場などでの混乱などの目立った情報は流れませんでした。しかし、第2波がどのような形や規模となるかは予測がつかませんから、今の時期に考え得る対策を講ずる必要があります。

新型コロナウイルスはインフルエンザとは異なり、まだワクチンや特効薬がありませんので、感染拡大が長引けば長引くほど私たちの日常生活や経済活動にも非常に大きなダメージを与えます。国や県としての万全の対策はもちろんですが、米沢市としては何ができるのか、何をすべきかということについて質問を行いたいと思います。

その小項目の1つ目ですが、医療の崩壊を防ぐ手だてをどう講ずるかについてです。

その具体的な項目の1つ目は、PCR検査体制の構築です。

日本のPCR検査数が極端に少な過ぎることは国際的にも指摘されてきました。感染が疑われる症状があり、保健所に相談しても検査を受けさせてもらえない、その結果、対応が遅くなり重症化したり亡くなったりという例が何例もありまし

た。検査を受けるための基準が厳し過ぎたことや、検査体制の脆弱さ、検体採取の際のくしゃみなどによる感染リスクなどなど、PCR検査をめぐる課題がありましたが、最近では唾液による検査ができるようになったことや、保健所を介さなくても検査ができるPCR検査センターの設置など、新しい動きも出てきています。

私は、第2波への備えとして、米沢市内においてPCR検査センターが設置され、検査の必要や希望があれば速やかに検査ができる体制の構築が必要であると考えます。まずはこのことについて伺いいたします。

具体的項目の2つ目としては、発熱外来、呼吸器感染外来の設置です。

感染が疑われる症状が現れた人が受診する際に、一般の患者さんと動線が重なっては院内感染につながりますから、完全に動線を区別しての診療体制が必要です。そうはいっても、かかりつけ医の医院が個別に発熱外来、呼吸器感染外来を設置することは困難でしょうから、まずはかかりつけ医に電話で相談をして、その後、市立病院などの発熱外来、呼吸器感染外来で受診するといった手順の徹底が必要となるでしょう。マスク着用による熱中症、またはインフルエンザの発症など、検査をしなければ診断が困難という事態が考えられます。院内感染を予防する発熱外来、呼吸器感染外来の設置について伺いします。

具体的項目の3つ目は、中等症・軽症感染者向けの療養施設の確保とその際の医療従事者の確保についてです。

もしも感染者が同時に多数現れた場合、感染病床は重症者を優先し、中等症または軽症、無症状感染者については病床とは別の宿泊施設、ホテルなどを療養施設にするとといった対応が求められます。と同時に、それらの施設に隔離された感染者に対して丁寧な対応と経過観察を行う医療従事者の配置も必要となるでしょう。療養施設の確保については事前の協定、医療従事者の確保につ

いてはシミュレーションを行い、対策を講じることが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

具体的項目の4つ目は、医療用マスク、ガウン、フェースシールド、手袋、防護服、消毒液など、感染防護のための医療資材の確保についてです。

今回の事態に対しては、医療の現場の資材不足が大問題となりました。全国一斉に起きた需要に対して供給が追いつかないというだけではなく、中国などからの輸入が止まり、そもそも在庫がないという深刻な事態に陥りました。物づくりに関しては世界一の能力を持っていたはずの日本において、感染症に対応する防護資材の国産化ができていなかったという事実には大変驚かされました。その後の経過の中で家電メーカーや自動車メーカーがマスクやフェースシールドの生産に着手したという報道もありました。米沢においても民間事業者が布マスクや消毒液を製造したり、高校や大学がフェースシールドを製造したりという動きも出てきました。医療機関においてはこれまでの通常ルートによる資材購入に加え、地元企業や事業者による生産や流通のルートの確保も追求してはいかがでしょうか、伺いいたします。

次に移ります。

小項目の2つ目は、感染拡大と台風、大雨などの災害が重なる最悪のシナリオを想定し、避難所、療養施設などをどう備えるかです。

その具体的項目の1つ目は、避難所の確保についてです。

感染症と災害が重なった場合の避難所の問題については様々な自治体で課題意識を持ってシミュレーションなどに取り組む様子が頻繁に報じられています。避難所においても社会的距離を確保することを前提とするため、大きな体育館であっても100人程度しか収容できず、体育館のみならず、学校の教室、公民館、お寺や神社、ホテルや旅館などもお願いしないと追いつかないといった内容が報じられました。

米沢においても全く事情は同じです。最悪のシナリオに備えて、公共施設だけではない、様々な民間施設についても協力を依頼しておく必要があると思いますが、どのような対策を講じられているのでしょうか、お伺いいたします。

具体的項目の2つ目は、避難所、避難スペースの数が増えることになった場合の避難所運営体制についてです。

市役所職員の公共施設を避難所にした場合の配置については計画を整備されると思いますが、災害と感染症が重なり、民間施設まで借り上げるとなると市の職員だけでは追いつかないということになりかねません。その場合の対策についてお伺いします。

具体的項目の3つ目は、親戚や友人宅などに避難するという場合の事前確認作業についてです。

米沢市では、広報よねざわ6月1日号、くらしNAV I、防災のページで、避難所での新型コロナウイルス感染症対応策として、避難所が過密状態になるのを避けるため、可能な場合は災害による危険のない親戚宅や友人の家などへの避難も検討してくださいと呼びかけています。避難所内での社会的距離を維持する上では必要な選択肢となります。ただし、実際に災害などが発生した際に、突然の依頼となれば多少の混乱も予想されます。親戚宅や友人宅への避難は計画的である必要があります。スムーズな避難と所在報告のためには当事者同士での事前確認作業が大切と考えますが、いかがでしょうか。

次に移ります。

小項目3つ目、学校休校の検証を行い、学校休校の判断基準を明確に、併せて休校の場合のオンライン授業のための備えをについてです。

具体的項目の1つ目は、全国一斉学校休校の措置は的確であったのかの検証についてです。

私は、2月27日の安倍首相の全国一斉学校休校の要請はあまりにも唐突であり、その根拠も乏しく、的確ではなかったのではないかと感じていま

す。

本年3月5日付の産経新聞に「一斉休校、公立98.7%」という記事が掲載されました。一部を紹介します。文部科学省は、4日、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため臨時休校している公立の小中高校などは全国3万2,384校で全体の98.7%に上ると明らかにしました。中略します。一方、休校を見送ったのは全国20市町村の小学校227校と中学校89校、島根県の高校35校、特別支援学校12校、埼玉県の特設支援学校36校。文科省では各自治体判断を尊重し、再要請はしない方針だとあります。

多くの教育委員会が休校の要請を受けた一方で、独自の判断で休校を見送った教育委員会もありました。高校受験、卒業、入学、新年度のスタートという大事な時期に3か月間も学習機会も友達との時間も思い出の学校行事も失った子供たちへの影響はもとより、学校給食の関係者、休校により仕事を休まざるを得なかった保護者など、休校は様々な事柄に大きな影響を及ぼしました。

3月31日に米沢市で山形県では第1号となる感染者が出て以来、米沢市内では15例の感染事例がありましたので、感染予防のための休校措置が必要だった期間も当然あったと思います。しかしながら、その後の新型コロナウイルスと子供の感染傾向などの研究を参考にしますと、感染予防の効果と休校による影響の大きさとのバランスについては客観的に検討を行い、第2波の際には休校の判断基準を明確にしておくべきではないかと考えます。

今回の休校について、教育委員会としてどのように検証されたかお伺いいたします。

具体的項目の2つ目は、オンライン授業のための通信環境の整備、オンライン授業のノウハウの確立についてです。

6月1日から学校が再開となり、ようやく通常の授業や部活が始まりました。この6月議会の中で何人もの議員によるGIGAスクールやオン

ライン授業についての質問がありましたので、私なりに全体像は把握できたと考えているところです。

その上で伺いしておきたいのは、1人1台のパソコンの整備が完了するであろう来年の2月以前に第2波に襲われ、学校が休校となった場合の対策です。年度内にカリキュラムを履修できるという見通しの下、現在様々な工夫をして授業に取り組んでおられるわけですが、万が一、再び休校となった場合、オンラインでの学習環境を立ち上げることはできないでしょうか。

事前調査によれば、9割以上の家庭でインターネット環境があるとのことでした。第2波の到来によって緊急的に休校となった場合、家庭にある端末で対応できるのはどれほどなのか、不足する端末の台数はどれほどか、貸出ししなければならないルーターの台数はどれほどか、このような検証を行い、整備を進めてはいかがでしょうか。また、併せてオンライン授業のためのコンテンツの整備についての備えも必要なのではないでしょうか。担任や担当の教師対生徒という形だけでなく、個別に利用すれば課題克服に効果が上がるといようなコンテンツも準備できるのではないのでしょうか。これらの件についての見解をお伺いします。

次に移ります。

小項目4つ目、市民の暮らしと経済活動を守るために支援策の充実を。併せて支援を迅速に行き届かせるための情報周知、申請手続の簡素化とサポート体制の構築を。

具体的項目の1つ目は、パート、アルバイトなどの就労形態の市民が、解雇、休職などで収入の道が途絶えるなどの事態に対応する迅速な支援策の整備、周知、手続支援を。緊急事態に対応するワンストップ相談窓口の設置をです。

今般のコロナ問題での経済活動の変化により、パートやアルバイト収入で生活をつなぐ、あるいは学費を捻出している独り親家庭や大学生も大

きな影響を受けました。家計急変という事態に対して支援策がないのかといえれば決してそうではなく、よく調べてみれば幾つもの支援策が用意はされていました。例を挙げれば、新型コロナウイルス感染症による小学校等対応助成金、生活福祉支援制度の緊急小口資金や総合支援資金、小中学生の就学援助、高校生の就学支援金、高等教育就学支援新制度、住宅確保給付金、公共料金・納税の猶予や減免などなど。けれども、実際にはこれらの支援制度のどれほどが活用されたのでしょうか。ほとんど認知すらされないまま、有効な活用がなされないままだったのではないのでしょうか。

考えられる原因は何でしょうか。1つには情報の周知が非常に弱いことです。支援を求める人にとって欲しい情報が身近なところにはないのです。インターネットを検索してたどり着けば得ることができるのですが、それができる人は必ずしも数多くはいません。それと、インターネットの情報も新聞や広報などの紙媒体の情報も縦割り型が多く、個別的であり、全体が把握しにくいのです。国や県、市が取り組んでいる支援のメニューはどんなものがあるのかが一目で分かるというような、分かりやすい情報伝達の手段を用いる必要があります。

支援策の活用が進まなかった原因のもう一つは、気軽に足を運べるワンストップ相談窓口がないことです。生活に困ったらまずは市役所か社会福祉協議会の相談窓口にどうぞといった気軽に立ち寄れて気軽に相談ができる、何でも教えてくれるというようなワンストップ相談窓口が必要です。支援の制度や仕組みがあるのに、その存在を知らないがゆえに大きな苦勞を背負ってしまうという状況をなくするためには、行政と市民の間の垣根を取り払うことです。分かりやすい情報周知のツール、具体的には支援内容が把握できる一覧表を作成すること、気軽に足を運べるワンストップ相談窓口を設置することが生活に困窮する市民の救済に有効であると考えますが、いかがでし

ようか。

具体的項目の2つ目は、持続化給付金や雇用調整助成金などの申請実務を社労士や税理士が迅速にサポートにかかるよう体制強化と経費負担の仕組みをつくることです。

持続化給付金も雇用調整助成金も中小零細の事業所を救済する重要な支援制度ではありますが、手続きが煩雑で分かりにくい、パソコンが上手に使えないと申請が難しいなど、申請のしにくさが問題となっています。そのため、申請すること自体を諦めたという事業所もあります。申請手続きの簡素化を求めつつも、パソコンを使い慣れていないため自力では申請が困難という事業所が今後も存在し続けるわけですので、そこで格差が生まれないよう、市としてサポート体制の構築と経費負担についての補助金制度などを検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に移ります。

小項目の5つ目、「自粛要請と補償はセットで」など、国に対して必要な財政出動を求める取組を強化すべきではないかについて。

日本国憲法第29条では財産権について触れています。紹介します。財産権はこれを侵してはならない。第2項、財産権の内容は、公共の福祉に適合するように法律でこれを定める。第3項、私有財産は正当な補償の下にこれを公共のために用いることができる。

新型コロナウイルスによる感染拡大を予防するために、営業自粛に協力する。本来自分で自由にできる私有財産の活用を公共のために停止するというのであれば、憲法第29条の規定に基づき、正当な補償の下にそれを要請すべきです。自粛は要請するが、補償はできないというのは憲法違反ではないでしょうか。感染拡大防止の施策も経済活動の維持のための施策も公共の福祉に適合するよう財政出動をするのが本来のありようではないでしょうか。

この問題は、米沢市という一地方自治体の課題

ではありません。第2波の到来の前に、政府の重大な過ちを指摘して、正しいありように是正を求める必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

〔安部道夫健康福祉部長登壇〕

○安部道夫健康福祉部長 私からは、1番、医療崩壊を防ぐ手だてについてお答えいたします。

初めに、本市独自のPCR検査体制の構築と発熱外来についてであります。感染拡大防止に対して、厚生労働省では、新型コロナウイルスの感染を調べるために、発熱などの症状発症から9日以内の有症状者を対象とした唾液PCR検査を承認し保険適用としました。

山形県では、新型コロナウイルス感染症流行の第2波に備え、新たに唾液を用いた検査方法を活用し、6月中をめどに1日当たりの最大検査数を現行の80件から200件に引き上げるとして、PCR検査の体制を増強する方針を示しました。

具体的には、これまでの県衛生研究所の検査に加え、各保健所や新型コロナウイルス感染症外来にも検査機器を設置するほか、民間検査機関の活用を図ることにより検査体制が強化されるというものでございます。

こうしたことから、本市独自の検査体制の構築については現在考えていないところですが、検査体制にかける連携等については県の求めに応じて協力してまいりたいと考えております。

このほか、感染症対策としては、現在市立病院の発熱外来において、発熱者等の感染の疑いのある患者と一般の患者の動線が交わらないようにするため、発熱外来に直接入室できるよう出入口の改修工事を行っているほか、外部で診察を行うことが可能となる陰圧テントを整備するなど、新型コロナウイルスに限らず感染症対策としての取組を行っているところです。

次に、中等症や軽症感染者向けの療養施設の確保についてであります。国の基本的対処方針に

よれば、感染した軽症者等の収容施設の指定は県が行うこととされております。県内ではこれまで3か所のホテルが指定されておりますが、置賜地域での指定はありません。このことについて、県では5月18日開催の県議会厚生環境常任委員会において、感染拡大の動向を見ながら、現状の3か所に加え置賜地域での宿泊施設の設置について年末までに可否を判断したいとの考えを示したところです。本市としては県の動向を注視してまいりたいと思います。

次に、感染防護のための資材の備蓄、流通ルートの確保についてですが、日本全国においてマスクや手指消毒剤が極端な品薄状態となり、本市の医療機関でも医療資材が一時的に不足する事態となりました。

このような状況を踏まえ、本市の備蓄品については、マスクや消毒液にも使用期限があることから、市民や企業の皆様に対して、各家庭や施設において各自で必要相当量を備蓄し、インフルエンザの流行期などに消費していく回転備蓄について奨励及び啓発を行っていく考えであり、今後供給が回復した折には各家庭や施設においておおむね2か月分を目安に備蓄するよう周知を図ってまいりたいと考えております。

感染防護資材の流通ルートの確保についてですが、通常のもの販ルート以外に米沢市として独自に流通ルートを確保することは難しいと考えております。さらに、これまでの新型コロナウイルス感染症対策を通して現状の医療体制の脆弱性が認識されたことから、専門性を有する従事者の確保、必要な医療品や機材の支援など、感染症患者の受入れなどに係る地域医療提供体制の整備について、県に対し重要事業として要望する予定です。

次に、（４）市民の暮らしと経済活動を守るために支援策の充実をのうち、個人の生活支援に係る部分についてお答えいたします。

生活相談については、社会福祉課と米沢市社会

福祉協議会が窓口となります。社会福祉課には主に生活保護の申請受付を、社会福祉協議会は生活保護に至る前、いわゆる生活困窮者のために各種貸付け制度の申請受付などを行っております。社会福祉協議会内には、市が委託しております米沢市生活自立支援センターもあり、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援や住居確保給付金の申請受付も行っておりますので、一時的な経済困窮であればおおむねワンストップで対応できるようになっております。

周知につきましては、市及び社会福祉協議会のホームページ、広報よねざわへ掲載のほか、生活自立支援センターに関しては店舗へのポスター掲示やチラシの隣組回覧といった周知活動に努めております。新型コロナウイルス感染拡大以降、相談件数が大きく増えていますので、一定の認知はされているものと認識しております。現在、各種制度で対象拡大や要件緩和などの見直しが随時なされておりますので、情報の迅速な周知に努めてまいります。

また、相談の際は個人情報を詳しくお聞きすることになりますので、相談すること自体に抵抗がある方や、ふだん行かない市役所や社会福祉協議会での相談に気が重くなる方もいらっしゃると思いますが、まずは電話でも結構ですので、自分がどういうことで困っているか教えていただければと思っております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

〔森谷幸彦市民環境部長登壇〕

○森谷幸彦市民環境部長 私からは、（２）感染拡大と風水害などが重なる最悪のシナリオを想定し、避難所、軽症者等療養施設などはどう備えるかの御質問にお答えいたします。

まず初めに、避難所の開設運営体制についてありますが、新型コロナウイルス感染症が収束していない状況の中、今後発生が予想されます大雨、台風等の災害発生時には感染症対策に万全を期

した上で避難所を開設運営することが必要となります。

令和2年5月に県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」においては、基本的な感染防止対策の実施、体調不良者の対応、3密に配慮した避難所のレイアウト及び健康状態のチェックなどが盛り込まれており、今後はこのガイドラインに沿った避難所開設運営を行うことが求められております。

そのため、従来の備蓄品に加え、新たにガイドラインに記載のある感染予防に必要な物資や資機材の準備が必要となりますので、本定例会に提案した補正予算により、パーティション、非接触型体温計及びアルコール消毒液やマスク等を新たに購入し、避難所への分散配備を進めることとしております。

新たな避難所の確保についてであります。現在本市では市内のホテル、旅館との災害時におけます施設提供の協定締結を進めておりまして、主に高齢者や障がいをお持ちの方など要配慮者の避難所を確保したいと考えております。

また、運営体制に関しましては、これまで想定していた業務に加え、受付での検温や体調不良者の対応等、新型コロナウイルス感染症の対応が必要になることから、今後避難所対応に当たる本市職員の研修や訓練実施に合わせまして避難所開設の手順や業務内容、施設職員との連携や役割分担などを明確に分かりやすく記載した避難所開設運営マニュアルを作成することにより災害時に備えてまいりたいと考えております。

次に、市民への避難方法の周知についてであります。避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人は避難する必要はありません。例えば浸水被害で自宅の2階以上へ避難する垂直避難が可能な場合は自宅での安全確保が可能となり、感染リスクを負ってまで避難所に行く必要はありません。また、自宅が危険な場合も、避難先は市指定の避難所だけではなく、安全な場所にお

住まいの親戚や友人宅等への避難、旅館やホテルへ避難することも選択肢であり、このような分散避難によって避難所がいわゆる3密の状態にならないようにしたいと考えております。

なお、これらの避難方法の市民への周知であります。市のホームページには、自分は避難が必要なのかどうかを簡単に判定することができる避難行動判定フローを掲載し、さらには広報よねざわ6月1日号のくらしNAV Iに出水期のタイムラインと避難所での新型コロナウイルス感染症対策を掲載しておりますが、今後も防災マップ追録版を広報よねざわ7月1日号に折り込んで配布するとともに、ホームページ、フェイスブック、モバ支所などを活用しながら、市民が避難の必要性や避難場所を的確に判断し、安全に、そして確実に避難することができるよう随時適切な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、臨時休業の検証と今後の臨時休業の判断基準についてお答えします。

初めに、本市における臨時休業の判断は的確だったかについてお答えいたします。

全国一斉の臨時休業の要請を受け、全国でも広がる状況にあったこと、新型コロナウイルスが未知であること、予防策が確立されていないこと、三世代家族の割合が高く、学校で感染が広がれば家族にも影響が及ぶことを踏まえ、3月2日から約2か月にわたる臨時休業措置を取りました。このたびの判断は命を最優先にした対応であり、妥当であったと考えております。休業による学習の遅れや心理的負担については、現在その解消に取り組んでいるところです。

今後の臨時休業の判断基準の明確化についてお答えいたします。

学校関係者に感染等が発生した場合には、国の

判断基準を基に県が出している「臨時休業中・再開後に感染者が発生した場合等の学校の対応」の通知に併せ、保健所と協議し判断してまいります。これにつきましては学校や保護者に対してもお知らせをしているところでございます。

次に、オンライン授業のための通信環境の整備及びオンライン授業のノウハウの確立についてお答えします。

初めに、オンライン授業のための通信環境の整備についてですが、本市ではGIGAスクール構想実現に向けて国の予算措置を活用し児童生徒が一斉に動画等を視聴できる高速大容量ネットワーク環境と児童生徒が1人1台の端末を利用できる環境整備を目指しております。

学校と家庭を結ぶオンライン授業を実現するためには、家庭においてもインターネット環境の整備が必要です。各家庭への調査から、インターネット接続が可能な家庭は9割程度であることが分かりました。今後は、家庭のインターネット環境がオンライン授業や動画配信に対応するか等の詳細について確認するとともに、インターネット環境が整っていない家庭への対応方法について検討してまいります。

次に、オンライン授業のノウハウの確立についてですが、そのためには以下の2点が必要だと考えています。

1つ目は、教員のICT活用能力の向上です。ウェブ会議システムの利用や授業における積極的なICT活用によって今まで以上にICT活用能力を高めていきます。現在、新型コロナウイルス感染症防止対策として教育委員会における研修の一部をウェブ会議システムによって開催しています。また、今後オンライン授業を行うための手順やポイントなどを明確にしていきたいと考えています。

2つ目は、児童生徒の端末操作スキルの向上とモラルの育成です。日々の授業で米沢市情報活用能力育成の基本的指導計画に従いながら操作ス

キルとモラルを身につけさせていきます。

以上の2点について準備を行い、オンライン授業のノウハウの確立へと結びつけていきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、(4)と(5)についてお答えいたします。

初めに、(4)事業継続給付金及び雇用調整助成金等の手続について、サポート体制の強化と経費負担等の仕組みづくりが必要ではないかについてお答えいたします。

雇用調整助成金の申請につきましては、申請書類の簡素化等が図られてきましたが、個人事業主や小規模事業者等、申請を行う方々にとってはまだまだ複雑で分かりづらい部分があります。また、社会保険労務士に申請を委任するにしてもマンパワーが不足しているのが実情であります。

そのようなことから、本市では、地域の事業者が雇用調整助成金の手続をハローワーク窓口をはじめ郵送申請やオンライン申請を活用し円滑に進めることができるように、本市独自の取組として、商工会議所と連携しながら社会保険労務士によるセミナー及び個別相談会による事業者支援を5月から始めたところです。5月は延べ3日間ほど開催し、74の事業者に参加いただきました。6月以降も引き続きセミナー及び個別相談会を開催し、地域の事業者を支援してまいりたいと考えております。

また、持続化給付金につきましては、オンライン申請が原則となっております。商工会議所が相談窓口を設置しているほか、申告サポート会場が開設されており、市内では東京第一ホテルの中に設置されておりますけれども、事前予約が必要となっておりますが、事業者の費用負担は発生しないものと伺っております。

なお、助成金をはじめとする事業者への各種支

援制度につきましては、ほかにも国や県で様々なメニューを用意しておりますので、事業者への支援策を広く周知し理解していただくとともに、迅速に利用できるよう引き続き関係機関と連携を図りながら一層の情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、（５）自粛要請と補償はセットでなど、国に対して必要な財政出動を求める取組を強化すべきではないかについてお答えいたします。

自粛要請に対する補償に限らず、各自治体が行う経済対策等への財政支援につきましては国に対して強く働きかけていく必要があると考えておりますので、県や市長会など関係機関、団体等と連携を図りながら、機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○８番（高橋英夫議員） 御答弁ありがとうございます。

最初の項目では医療崩壊の予防について伺いましたわけです。PCR検査の問題だったり外来の問題だったりということでお尋ねしましたけれども、今、全国的に起きている大変な医療の危機というのは、第２波に備えてそういった検査体制を充実させるということに加えて、いかに医療現場の経営を守っていくかということが大きな話題になっております。先日の古山議員の質問に答えられた市立病院の今の経営状態というのも大変深刻な問題かなと思っているんです。そこで、これは市長にお伺いしたいと思うんです。

私は、この質問をつくった段階では、第２波に備えてということで様々な取組のあれこれというものを考えたわけですが、医療に関しては米沢市という単独の自治体だけでは解決できない、つまり一月に１億円といった単位の減収について、これを穴埋めしていくというのは大変な仕事といたしますか、対応になっていきます。

これは、具体的にはコロナを受入れた医療機

関がもちろん病床を空けて、減らしてやったということによって減収したということもあったり、あるいは通常の手術や医療行為ができなかったということもあります。また、コロナの受入れをしなかった医療機関、医院あるいは歯医者さん、こういったところについても受診抑制ということがあって、ほとんどの医療機関が減収となったということで、全国的に医療機関の減収が経営を圧迫して、この問題は本当に今すぐに解決しないと地域の医療体制が非常に脆弱になってしまうという問題になっています。

私は、ぜひ市長にはこの問題については声を大にして国に対して、医療現場の減収の問題、人件費や減収についての補填という問題をぜひ市長会等を通じて声を上げていただきたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 質問の趣旨は、市長会とかそういったことを通してこういう現状を訴えてほしいということですか。（「はい」の声あり）じゃそのようにします。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○８番（高橋英夫議員） ぜひ声を大にしてそれを訴えていただきたいと、切にお願いしたいと思います。

次に、検査体制の話です。先ほど山形県での検査体制があるので、市独自では考えていないという話でございました。

ただ、今回、例えば今スポーツ界はＪリーグにおいてもプロ野球においても球団なりチームが独自でPCR検査あるいは抗体検査というものをやるようなことも進められております。

例えば、PCR検査以前の抗体検査や抗原検査といったものを幅広く数多くやっていくということが場合によっては必要かなと思っているんです。具体的に言いますと介護関係の事業所、それから医療機関あるいは保育園、こういった事業所においては日常的に例えば月に１回といった

ペースで抗体検査などをするというようなことも今準備をする必要があるのではないかなと思っているんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 検査体制の構築ということにつきましては、法律上、都道府県の責務という形での位置づけになっているところでございます。ただ、そうだからといって市が何もしないといひましようか、そういうわけではなくて、やはり保健所あるいは医師会、そういったものと連携を取った上で、どのような検査体制が望ましいかということについては検討する必要があるかと思ひます。今後、具体的なもの、先ほども求めにひじるということで御答弁申し上げましたが、そのような形で連携を図ってまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 次に、避難所の確保について質問したいと思ひます。

先ほど答弁の中でホテルや旅館等とも協定を行っているところだという話がありました。

ただ、壇上から申し上げましたように、社会的距離を置いての避難となりますと非常にスペースに対して収まることができる人員の数が限られるということが1つ、それから感染症と重なった場合に、感染症が疑われる場合は隔離しなければいけないということがありますので、通常の災害時よりもかなりたくさんの避難所の確保が必要かなと思ひているんです。

先ほどの答弁では公共施設以外にホテル、旅館ということでしたが、例えば全国的には地域のお寺さんや神社、民間の様々な施設、宿泊施設なんかもお願いしているという取組がありました。その点いかがでしょうか、なるべくたくさんの避難スペースを確保するという観点で。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 御質問にありましたよう

に、国・県からはコロナ対策としてより多くの避難所の準備ということでその開設を求められております。それに従って、ホテル、旅館等との提携を今進めているわけですが、現時点では、今の質問にございましたようなお寺とか新たな施設の避難所としての準備といひますか、それについては考えておりません。

まず分散避難ということで、安全な場所に分散して避難していただくということを広く周知しながら、避難所が密にならないように図っていきたいと思ひています。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） おっしゃられたホテルや旅館との協定を今進めつつあるという話の中身について確認したいんですけれども、一般の災害とコロナ等の感染症が重なった場合は全く意味合いが違ってきますよね。そういう意味で、協定の話合いの中で、仮に災害と感染症が同時に発生したという場合の借り上げといった具体的な踏み込みというのはなされているでしょうか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 当然そういったケースも考えられますので、その辺のところも含めて協定は今準備を進めているところでございます。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） それで、当然1か所当たりの収容人数が少ないとなれば、避難所自体の数は相当数のものになってきますね。これまでも市職員の配置について、これまでもる議会からも要望があつて、早くやってほしいということが言われてきたわけですが、公共施設への配置以外にそういった民間の施設へも配置するとなればかなりのマンパワーが必要になってきますね。これはどうですか、市の職員だけで足りるでしょうか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 以前の答弁でもお答えしたと思ひますが、市の職員だけでは十分な避難所

の運営はできませんので、地域の方々あるいは施設の方々、あるいは場合によっては自主防災組織の協力も得ながら開設運営をしていくという形になると思います。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 私も地域の自主防災組織の力をお借りするというのは非常に大事ななと思っています。ただ、その場合に、いつ自主防災組織の人たちとそういった緊急時に備えるというここのための準備をしていくのか、連絡を取り合うのか、また検証するのか、この辺についてはいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 答弁の中でも申し上げましたが、今後配置する職員の研修、訓練等を実施したいと思っておりますので、その中で、先ほど申しあげました施設の管理者、職員あるいは地域の方々との連携等も含めた打合せなどを行っていきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） この間、何回か要支援者に対する対策はどうなっているんだという話もございました。要支援者、これの取組というのは進捗はどうなっていますか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 要配慮者の避難ということでしょうか。（「そうですね、その準備です」の声あり）要配慮者利用施設からのということではなくて、要配慮者の避難ということでしょうか。（「はい」の声あり）

基本的には、先ほど申し上げた、やはり快適に健康に過ごしていただくように、まずはコミセン、体育館等でなくて、先ほど申し上げたホテル、旅館等をまず優先的に使っていただきたいと思っておりますが、実際どういった形で誘導していくかということについては今後の検討ということで、早急に進めたいと思っております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） そのような要配慮者を含む、町内会で言えば町内の中誰がどこに避難すべきなのか、そういったコントロールといいますか、計画といったものは、これは市で行うのか、あるいは市でつくったものとそういった町内会や、もしくは自主防災組織といったものと事前の連携をしながら進めていくのか、これはどういう仕組みを考えておられますか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 市だけでは当然できないと思いますので、繰り返しになりますが、今後行う研修、訓練等の中で、地域の方々や自主防災組織の方々と情報を共有しながら進めていきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） これまでの経過の中で、本市にも民生委員・児童委員という組織がございますけれども、必ずしも町内会組織としっかりした連携というのは市ではつくっておられませんよね、確認ですけれども。確認です。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 議員お述べのとおり、町内会組織との連携というのは、他市、他自治体と比べて少ないかなと思っております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 実際に台風や大雨あるいは地震といったものが発生する、そういうときに感染症なども同時並行で進行しているというような事態が起きたときに、実際にこれが何時に起きるかということにもよりますけれども、誰がどこに避難するかというのは、当然パニック状態の中ですので、到底把握できないという状態がそのときはあるかと思うんですね。

ただ、さっきの要配慮者等も含めてなんですが、町内にふだん住んでおられる皆さんがどこで今過ごされているのかということ把握するには、私も町内会の活動をやっていますが、町内会でそういった名簿なんかを一応持っているの、そう

いったところとしっかり連携して、そういった事態が生じた後にそういった町内会の責任者や役員の方と連携をしながら情報収集するというようなことを準備するというのが非常に有用ではないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 直接町内会組織との連携というのは十分に体制が整っていないと思いますが、やはり民生委員・児童委員あるいは地区委員の方々との連携については常に図っておりますので、こちらを通して情報共有を図り進めていきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 先日の中村圭介議員の質問の中でも、避難者の中にはマイカーを使って避難する人もいるのではないかと、その際にマイカーをどこに置くかということで、そういう駐車スペースといいますか、平場のスペースを確保する必要もあるだろうという質問がございました。私も本当にそうだと思います。

まして感染症と重複したといった場合には、その感染を防ぐためにマイカーで避難するという選択をするケースが多くなるんじゃないかなと思います。

そのマイカーで避難する場合、例えば夏であれば非常に暑いという環境になります。冬であれば寒いという環境になります。そうすると十分なガソリンがあってエンジンをつけっ放しでオーケーならいいんですが、そうじゃない場合もあるので、それに対する対策もあると思うんですね。これは、ある自治体においてはそういったマイカー避難を想定して、エンジンをかけなくても夏場に車内で過ごせる、あるいは冬場に車内で過ごせるということのためのバッテリーつきのファンですとか暖房とかそういったものも準備をしているという自治体もあるそうです。

米沢市においてはマイカー避難についてはどん

なふうにお考えでしょうか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 独自に広場とか駐車場を見つけて市内の安全な場所に避難された方についてはなかなか把握し切れませんが、例えば指定避難所のグラウンドとか駐車場にいらっしゃった方々については、ファンまでは準備できませんけれども、避難所の中の方と同じような、例えば毛布でありましたり食事、トイレ等の提供はしていきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 今おっしゃられた、そういった支援物資を届けるという場合にも、誰がどこに行ったのかということ把握するという仕組みづくりがどうしても必要かと思います。先ほど質問を出しました町内会との連携ですとか、しっかり避難者の誰がどこにいるのかということ把握していく、そして支援物資が届かないということがないように準備をするということも必要かと思います。

壇上からの質問で取り上げました危険のないところにある親戚宅や友人宅への避難というものもぜひ考えてくださいというようなこと、今回呼びかけがございました。ぜひ、これは壇上から申し上げましたように、事前にそういった確認作業を行うということを市民に呼びかけていくということも必要じゃないかということが1つと、それから仮にその人がもし避難するとすれば、浸水被害の場合はこのお宅、地震であればこのお宅というふうに、もし事前の計画があるのであれば、その計画を例えばさっき言った町内会であってもいいんですが、自主防災組織であってもいいんですが、どこかがそういった計画について把握するという仕組みづくりも準備が必要かと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 分散避難の考え方あるいはそういった組織の体制の整備についても十分

考えていきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 今回、こういう避難所の取組について、これは別の自治体の話ですけども、水洗トイレのついたトイレトレーラーというものを導入したという自治体がございます。トレーラー形式のやつで、4つのトイレがついているそうです。800人程度の避難だと3日間ぐらい対応できるというトイレトレーラーというものを導入されたという自治体の話がありました。

先ほど申し上げたマイカー避難所、こういったものをかなり広いスペースのところに造るとすれば、こういったトイレトレーラーなんかの導入もぜひ検討されたいと思うんです。こういったものがあれば、平時にはイベント会場なんかでの活用もできますし、様々な活用方法があるのかなと。特に避難所においては衛生環境が大事だという観点から、こういったトイレトレーラー等の導入というものもぜひ検討していただきたいと思うところですが、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 トイレトレーラーまでは考えておりませんが、いわゆる簡易トイレ、レンタルになるわけですけども、レンタルについても応援協定を締結したいと考えておりまして、今後進めてまいりたいと思っております。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 参考までにですが、その導入された自治体で買われたトイレトレーラーの金額というのは1,600万円ということで、そんなに大きな金額ではないなという印象を抱きました。

ぜひ、これから第2波が来るかもしれない、これに備えて様々な避難所の運営や備品の整備が様々なあるかと思いますが、考えつく対策をぜひともきめ細やかにやっていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○鳥海隆太議長 以上で8番高橋英夫議員の一般質

問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時14分 休 憩

午後 3時24分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、あらかじめお諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、大規模自然災害に備えて外1点、3番我妻徳雄議員。

〔3番我妻徳雄議員登壇〕（拍手）

○3番（我妻徳雄議員） 皆さん、こんにちは。市民平和クラブの我妻徳雄です。

3日目の最後の質問者となりました。一般質問の最終の1人前です。危うくまた最後になるところでございました。そんな関係で、何人かの議員の皆さんと質問項目も重複しています。その点については御勘弁をいただいて、早速質問に入ります。

大項目の初めに、大規模自然災害に備えてについてお伺いします。

台風、豪雨、大地震、火山の噴火と、日本列島では天変地異が続いています。近年、時間雨量50ミリを超える雨が頻発するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しています。

本市においても、昨年10月の台風19号では24時間雨量が208ミリになり、観測史上最大を記録し

ました。河川流域や土砂災害区域などに避難勧告が出され、最多収容時には市内20か所に計323人が避難しました。

水害が起きやすい梅雨、そして台風の季節となってきました。あわせて、今年は新型コロナウイルス感染症対策も進めなければなりません。大規模自然災害を想定し、その備えを十分にしておくことが大切です。

初めに、避難所運営について伺います。

避難所をめぐっては「TKB72」という言葉があります。Tは快適で十分な数のトイレ、Kは温かい食事を作れるキッチン、Bは簡易なベッドを災害発生から72時間以内に提供することです。

不潔なトイレや連日の冷めた御飯、硬い床が健康を害し、災害関連死につながってしまうおそれがあります。きちんとした体制の構築が必要ではないでしょうか。以前に段ボールベッドの備蓄、あるいは調達できる段取りをつけておくことを提案いたしました。具体的にどのように進んでいるでしょうか。

地震の発生は時を選びません。温暖期に災害が発生しても厳しい避難生活を強いられます。まして真冬の避難がどのようなものになるのか、正直想像も難しいところです。冬期の避難では特に寒さで体温が下がることが危険だと言われています。低体温症などに注意が必要で、避難所でも暖が取れるようにしなければなりません。大人数を収容する避難所において、これらを事前計画なしに実施することは極めて困難と考えられます。避難所で実際にやってみて、その結果を基に実践的な避難所運営マニュアルの整備が必要ではないでしょうか。本市の考えをお聞かせください。

次に、コロナ禍の避難所の設置・運営について伺います。

新型コロナウイルスの感染が拡大している中でも自然災害が容赦なく襲ってくるかもしれません。コロナ禍で大規模災害が発生し避難した場合は、避難所で集団感染が発生するおそれがありま

す。災害と感染症とのダブルパンチを避けるための準備を急ぐ必要があります。

国は、4月初めに避難所での対応策を地方自治体へ通知しました。この中で、可能な限り多くの避難所を開設することや、ホテル、旅館、親戚や友人の家への避難を検討するように求めています。

本市は、サブ避難所や分散避難をどのように準備しているでしょうか、お尋ねいたします。

事前の検討や避難先の分散は一層重みを増しています。ぎりぎりで避難する人が多いと同じ場所に人が集中しかねません。これまでよりも早い段階で行動を起こすことも必要になります。避難所の開設、避難を促す時期などのタイムラインの見直しを進める必要があるのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

コロナ禍では特に特定の避難所に人が集中することのないようにしなければなりません。危険箇所に住んでいるならば当然避難しなければなりません、同じ町内でも避難地区とそうでないところに分かれるかもしれません。また、避難しなければならない場合でも、安全な箇所にお住まいの親戚や知人を頼ることもできます。自分がどう行動すればよいか、避難行動判定フローの徹底がより必要になると考えられます。本市の見解をお聞かせください。

新型コロナウイルスの影響が心配される中でも、防災マップに記されている「非常時持出品の準備&チェック」に追加して、マスクやアルコール、体温計、石けんなどの持ち出し品が必要になると思います。持ち出し品の追加について市民の方への周知徹底を図る必要があります。その方法などをどのように考えておられるでしょうか、お尋ねいたします。

コロナ禍では通常とは違う避難所運営が求められています。担当職員と施設管理者等で避難所の運営を考えると考えられます。その担当職員、施設管理者等への避難所運営への教育と方法の徹底

はどのように図るのでしょうか、お尋ねいたします。

また、コロナ禍では特に避難所でのスペースは可能な限り空けることが望ましいと考えられます。本市は避難所のスペースの確保をどのように考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、米沢市浄水管理センターの水害対策についてお伺いいたします。

米沢市浄水管理センターは、3から5メートルの浸水想定地域にあります。防水扉設置などの防水対策はどのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

次に、水害と減災にグリーンインフラの考えについてお伺いいたします。

グリーンインフラは、近年、特に自然環境保全、防災・減災、都市機能強化、農山村振興など様々な行政分野で注目されている概念です。防災面では生態系を基盤とした災害リスクの低減を実現する手段として注目されています。

これまでの災害対策は人工構造物による個別単一の機能を高める整備を中心に進められてきました。これに対して、グリーンインフラは生態系を基盤とする防災・減災を進めるという考え方で

具体的には、森林を良好な状況に保ち、豪雨の際には大量に流れ出す雨水を抑える緑のダムとしての機能の発揮です。良好な森林の土には透水性、保水性があり、大量の水を地下にためておき、ゆっくりと時間をかけて川に流します。良好な森林環境は治水対策としても効果的な機能を発揮します。また、水田や畑においても、雨水を一時貯留し、下流及び周辺に徐々に流すことによって洪水を防止、軽減するなどの洪水調整機能や、水田に貯留するかんがい水や雨水は地下浸透する過程でろ過、浄化され、流域の浅層及び深層の地下水として涵養されます。水田の持つ多面的機能と言われるものです。さらに、川の流域に遊水機能を持った土地を確保し、湿地を再生させること、

あるいはアスファルト舗装の道路を浸透式のアスファルトに替えることなどが考えられます。

本市においても、ハードだけに頼らず、グリーンインフラの考えを取り入れながら自然災害への備えを進めていくことが肝要ではないでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

また、豊かな自然や伝統文化、整備された都市基盤、農地などの地域特性を最大限に生かした魅力あるまちづくりを進めていく上で、グリーンインフラの取組を踏まえて考えていかなければなりません。本市の見解をお聞かせください。

大項目の2点目に、猿被害対策についてお伺いします。

猿被害は、中山間地域の住民を長年悩ませてきた大きな問題です。議会においても多くの同僚議員から質問がなされてきました。本市においては、モンキードッグをはじめ電気柵の設置補助、追い払いの花火、緩衝帯の設置など様々な取組を行ってきました。しかし、被害は逆に少しずつ拡大しているように感じています。

基本的に猿は群れで行動します。群れは10頭ほどから数十頭のグループもあります。群れを仕切っているのは雄ではなく雌です。雄はほかから入ってきた猿が多いのですが、雌の多くは生まれた地域で暮らし続けます。縄張内の食料のあるところを知っているのも雌です。その場所は母猿から子猿へと受け継がれ、例年その季節や時期に出没するのです。

逆に言えば、雌に農地を餌場と認識させなければ、その子供に伝わることはありません。群れの雌が生まれてから死ぬまで、農地を餌場と思わせないようにすれば猿被害は減少していくはずです。猿の被害があつたら猿の侵入経路や行動を徹底的に分析し、正確な対処方法や情報を集め、可能な限り猿を排除することが大事になります。猿被害をなくすためには、この視点に立ち、踏み込んだ対応が必要と考えます。

まず、本市に生息する猿の群れ数とその頭数を

教えてください。また、農業被害等の状況についてもお聞かせください。

最近、近所に猿が頻繁に出没するようになりました。そして、道路に落ちた猿のふんを毎日のように目にします。さらに、猿は人の姿を見ても逃げず、そばから見せなくなってきました。石を投げると私の投石が届かないところまでは逃げていきますが、それ以上は逃げていきません。こちらでも意地になって追かけるとちょっとだけ逃げていきますが、やはり石の届く範囲以上は逃げていってくれません。本当に人をばかにしたような態度を取っているのが今の猿の状況です。

さて、環境庁は、猿の計画的な管理のために特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドラインを定めています。その中で、群れごとに出没頻度、平均的な出没規模、人への反応、集落への加害状況など、ゼロから5までの6段階で加害レベルを判定します。レベル3では、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。レベル4では、群れ全体で通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。レベル5になると群れ全体で通年頻繁に出没して、人身被害のおそれがあるとなっています。レベル4・5は危険域です。

本市では人身被害こそ報告されていませんが、群れ全体が頻繁に出没し、常時被害が出ている状態ではないでしょうか。また、猿の行動が年々エスカレートしているのではないのでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

人里に執着する猿や人慣れた単独雄猿に対しては有害捕獲も必要です。猟銃による有害捕獲は、農地周辺で行った場合、里が危険であることの学習効果が高いと考えられます。ただし、猟銃による捕獲は群れを分散させる可能性があることから、群れの行動域を把握しながら効果を検証していく必要があります。追い払いなどを行っても集落や住宅地から移動しない場合や、人を威嚇したり民家に侵入したりするなど人身被害の可能性

が高い場合は、群れの全頭捕獲も検討する必要があります。加害レベルに応じた、群れごとの適正な個体数調整が必要ではないでしょうか、お尋ねいたします。

野生鳥獣対策システムにより、猿の出没や回数、行動範囲などが地図上で分かるようになっていきます。このシステムを広く市民の方々に有効に活用していただくために、さらなる改良が必要と考えます。本市の見解をお聞かせください。

農作物に被害をもたらす猿を追い払う道具として高性能の電動エアガンが注目されています。サバイバルゲーマーにとってエアガンはゲームを楽しむためのものですが、実はエアガンは害獣対策としてもいろいろと使われています。

電動エアガンは、電気で空気を圧縮し、BB弾と呼ばれる樹脂製の弾を飛ばすものです。機種にもよりますが、1秒当たり約16発の連射ができるタイプもあります。追い払い専用の弾は2年から3年で自然界に分解されるものです。ただ、高性能の電動エアガンは少し高く、1台3万円前後もするようです。専門家によりますと弾が命中しなくても強烈な威嚇になるということで、全国的に行政が電動エアガンを購入して貸し出したり、購入者へ補助金を出している自治体も少なくありません。山間地での被害に悩む富山市は本格的に配備する検討をしているとのことでした。

電動エアガンの効果的な使用など様々なことを実施する必要があると考えます。本市においても電動エアガンの購入や補助金を出すなどの検討を進めてはどうでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

〔森谷幸彦市民環境部長登壇〕

○森谷幸彦市民環境部長 私からは、1の大規模自然災害に備えてのうち（1）と（2）及び（4）の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、（1）避難所運営についての御質問のうちTKB72の本市の体制構築についてですが、

災害が発生し避難所を開設する場合、避難者が避難所生活を快適に過ごすことができるよう72時間以内にトイレ、キッチン、ベッドの整備を進めていくTKB72は、避難所での災害関連死を防ぐ観点からも重要な取組であると認識しております。

本市といたしましては、避難所のトイレが使用できないときのための簡易トイレを備蓄するとともに、民間企業との災害応援協定によるレンタル製品活用の検討、避難所となる小中学校、コミュニティセンターの調理室の活用、さらには民間企業との災害時応援協定による食料の確保、そして現在進めております段ボールベッドの災害時応援協定による備蓄などに取り組みながら、避難所開設運営の理想であるTKB72に近づけることができるよう努めてまいります。

次に、段ボールベッドの備蓄についてですが、本市では、これまで答弁させていただきましたとおり、現在、県内の段ボール製品製造企業との間で避難所において必要とされる段ボールベッド、シート、間仕切りなどを供給していただく災害時応援協定の締結を進めており、さらには協定備蓄品が到着するまでの間に必要な常備品の購入、備蓄についても検討し、避難所の環境改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、寒さ対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルの必要性についてですが、自然災害は主に出水期に発生する風水害ばかりではなく、地震など季節に関係なく発生する災害もあることから、冬期において避難所を開設するケースが想定されるにもかかわらず現行マニュアルにはその記載がないことは、議員御指摘のとおりであります。現在、新型コロナウイルス感染症への対応を含め、現行マニュアルの見直しを進めておりますので、その中で冬期に特化した避難所の開設運営に関しても盛り込んでいきたいと考えております。

また、冬期における避難所開設訓練につしまし

ては、職員の研修の場であるとともに、改善すべき情報を得る貴重な機会であると考えられますので、その実施について検討してまいります。

次に、（２）コロナ禍における避難所の設置運営についての御質問にお答えいたします。

まず、サブ避難所、分散避難についてですが、本市では現在指定避難所だけでなく、より多くの避難所を確保するため、市内のホテル、旅館等民間宿泊施設を避難所として活用できるよう災害時応援協定の締結を進めております。また、災害の種類や規模などによっては、在宅避難や親戚、友人宅に身を寄せることも有効な避難方法であることを市民に広く周知することで、避難者の分散化を進め、県が公表したガイドラインに沿った避難所の開設運営を実現したいと考えております。

次に、避難所の開設、避難を促す時期などのタイムラインの見直しについてですが、現在市内を流れる主要河川ごとのタイムラインを本市ホームページに掲載しておりますが、事前に避難先を検討することや分散避難については記載されておらず、その他の修正点などについても河川管理者と協議をしながら見直しを行い、実効性のあるタイムラインにしていきたいと考えております。

続いて、避難行動判定フロー、そして感染症対策の非常用持ち出し品の周知徹底についてですが、いずれも安全かつ確かな避難行動、避難所での感染症対策として重要なものと認識しております。しかしながら、その内容については市民に十分浸透していないと思われますので、平常時から広報よねざわ、ホームページ、フェイスブック、モバ支所等の活用のほか、7月1日号広報よねざわと一緒に配布予定の防災マップ追録版などにより周知徹底していきたいと考えております。

次に、避難所運営につきましては、昨年の台風第19号での課題を踏まえて、これまで避難所運営マニュアルの改訂作業を進めてまいりましたが、

現在は新型コロナウイルス感染症対策の内容を加える作業も並行して行っており、今後はそのマニュアルを基に避難所となる小中学校及びコミュニティセンターの施設管理者や避難所運営に従事する市職員の研修や訓練を実施したいと考えております。そして、訓練後はその検証を行い、より実践的なマニュアルになるよう内容を補ってまいりたいと考えております。

また、避難スペースの確保については、本市ではこれまで1人当たりの居住スペースを3平方メートルとしてきたところですが、これに加え、本年5月に公表された県のガイドラインでは居住スペースごとに1メートル以上、できれば2メートル以上の間隔を取ることとされております。これにより避難所の収容人数は大幅に減少することが予想されることから、災害時応援協定による新たな避難所の確保や分散避難を市民に周知することにより避難者の分散化を進め、必要な避難スペースを確保したいと考えております。

本市といたしましては、今後も市民生活の安全安心を確保するため、新型コロナウイルス感染症対策と併せ、自然災害への対応について様々な観点から検討、改善を重ね、防災体制の強化を図ってまいります。

次に、(4) 水害の減災にグリーンインフラの考えをとの質問にお答えいたします。

近年、短時間での激しい雨や局所的豪雨の増加により洪水や土砂災害等のリスクが高まっており、これは市街地の雨水の処理をこれまでの土木技術ではいかに迅速に排除するかを主眼として、建物の屋根からの雨水や、舗装された道路の雨水処理が道路側溝を通じて速やかに河川に放流するようインフラ整備が進められてきたものの、その排水能力を超えるような気象状況が頻発するようになってきたことが要因の一つと考えられます。

こうした中、グリーンインフラにつきましては、日本では平成27年に閣議決定された国土形成計

画に示され、その後自然環境が有する多様な機能を有効に活用して、防災・減災力の強化を図る強靱性の向上に関する施策の考え方や手法として、平成30年4月には国の第5次環境基本計画の重点戦略にも取り上げられているところであります。

本市といたしましても、グリーンインフラの推進は、生態系や土壌の持つ自然の仕組みである雨水の貯留、浸透、急激な流出抑制、地下水涵養など多様な効用によって、集中豪雨による洪水や水害対策に資するほか、ヒートアイランド現象の緩和策としても効果がある取組であると認識しております。また、本市の特徴であり、多くの面積を占める森林は、適正に維持管理されることで緑のダムとして貯水機能を有し、洪水や土砂崩れの予防に重要な効果を発揮しているものと認識しているところです。

本市におきましては、これまで農地や山林は地域の農林業の営みの中で維持され、防災・減災にも寄与してきたところですが、農業従事者の減少が進み、水田や畑の耕作放棄や山林の荒廃が進めば防災・減災機能が失われることとなりますので、里地里山の適切な維持管理が継続されるためにも様々な農業施策を進めることが必要であると考えております。

また、自然災害への曝露を回避し、洪水など水害に対する脆弱性の低減を図るため、市民の生命や財産を災害リスクの高い場所から遠ざけ、緩衝帯を確保するための土地利用制限や土地取得も有効であると考えられますが、短期間での実現は困難であり、将来的に十分な検討が必要な課題であると考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 高野上下水道部長。

〔高野正雄上下水道部長登壇〕

○高野正雄上下水道部長 私からは、1の大規模自然災害に備えてのうち(3) 米沢浄水管理センターの水害対策についてお答えをさせていただきます

ます。

初めに、米沢浄水管理センターは浸水想定区域にあるが、防水対策はどうなっているのかについてお答えいたします。

2020年の防災マップにおいて、米沢浄水管理センターは河川の氾濫による洪水等によって浸水が想定される区域になっており、浸水の深さは0.5メートルから3メートル未満と想定されておるところでございます。

現在の米沢浄水管理センターの防水対策といたしましては、浸水のおそれがある施設の入り口等に土のうを積むことにより対応することとし、各所に土のうを配置している状況でございます。また、今年度は追加の防水対策といたしまして、ブロワー棟1階電気室及びポンプ棟ポンプ室の入り口に浸水防止用の止水板を設置したいと考えておるところでございます。

次に、今後の対応はどのようになっているのかについてでございますが、今年5月に国土交通省より「下水道施設浸水対策の推進について」という文書が発せられたところでございます。これは、近年、全国各地で豪雨等による水害が頻発していることから、河川氾濫等の災害時におきましても一定の下水道機能を確保し、社会的影響を最小限にするため、施設浸水対策を確実に実施するようお願いするとの内容でございます。

その中で、対策箇所の優先順位等を明らかにした耐水化計画を策定し、被災時のリスクの大きさや設備の重要度に応じて、短期、中期と段階的に耐水化を推進し、災害時における必要な下水道機能を確保することが求められており、具体的には、防水扉の設置や開口部の閉塞、電気設備の上の階への移設や防水仕様への更新、建物全体の耐水化、重点区画の耐水化を適切に組み合わせ、効率的、効果的に対策を進めることとされておるところでございます。

現在、米沢浄水管理センターの改築工事を進めておるところでございます、引き続き令和3年

度から令和7年度までの計画期間で第3期改築工事を予定しておりまして、その中でこのたび国から示された浸水対策の検討を行い、耐水化計画を策定し、リスクの高い下水道施設の耐水化について順次実施してまいりたいと考えておるところでございます。また、既に改築工事が終了した施設においても耐水化を検討し、対策スケジュールを立て、対応していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、2の猿被害対策についてお答えいたします。

初めに、(1)被害状況についてお答えいたします。

まず、本市におけるニホンザルの生息状況についてであります。令和2年3月現在、17群が確認され、推定785頭が生息しております。そして、令和元年度の鳥獣による農作物被害額は総額1,194万5,000円で、そのうち猿による被害額は約650万円となっております。ここ5年間を見ると全体では減少傾向にありますが、猿については昨年度と比較すると僅かながら増加しております。

次に、猿の行動のエスカレートについての市の認識ですが、議員お述べのとおり、以前と比べて人慣れが進み、人と遭遇しても逃げない傾向にあり、現時点において人身被害の報告はありませんが、女性や子供に対しては威嚇することもあり、油断できない状況にあると考えております。

議員からお話がいった環境省が定めたニホンザルの計画的な管理のためのガイドラインによる加害レベルに照らしますと、群れによっては群れ全体が通年耕作地の近くに出没し、常時被害があるレベル4と判断される群れもありますので、それ以上加害レベルが上がることをないよう適切な対策を取る必要があると考えております。

なお、人に危害を加えるおそれがある場合につきましては、住民や地域だけで対応できるもので

はありませんので、警察や猟友会と行政が密に連携し対応していくべきと考えております。

続きまして、（２）具体的に実施している被害対策についてお答えいたします。

初めに、適正捕獲圧による個体数調整につきましては、本市としてもその必要性は感じており、群れごとに行動域や個体数を把握しながら捕獲の実施計画を立て、令和元年度につきましては猟友会の協力の下、推定頭数の１割強の捕獲を行いました。

一方で、イノシシによる被害拡大や猟友会会員の高齢化、会員の減少といった課題があり、新規狩猟者免許取得等補助金を活用し、体制強化を図っていただいている状況であり、これ以上の捕獲圧の実現にはさらなる捕獲体制強化や捕獲技術向上のための支援が必要と考えており、検討しております。

次に、野生鳥獣対策システムについてですが、専門の鳥獣被害対策実施隊員が日々のパトロールを通じて出没状況を調査し、メーリングリストの登録者への出没位置情報のメール配信や、インターネットを通じ出没履歴等をホームページ上で開示しているものであります。活用している人は限定的ではありますが、果樹農家の方には有効であると評価をいただいているところであります。まだまだ利用する方々を増やし、効果を高める必要があると考えており、PRの強化、スマートフォンによるホームページ閲覧を円滑にするためにシステムを軽量化すること、また高齢者でも簡便に操作できる工夫等を実施検討したいと考えております。

最後に、エアガン及び電動エアガン等の活用についてですが、本市においては平成19年に電動エアガンを６丁購入し、各地区に貸し出し、利用していただいた実績があります。しばらくは効果があったとのことですが、次第に猿も慣れ、現在は使われておらず、最近では花火やパチンコによる追い払いが主となっております。

しかしながら、10年以上も前の取組でありますし、富山市においてはサル追い払い対策支援事業として、電動エアガン等を用い地域ぐるみで追い払い活動を行う集落に対し10万円を限度に購入費の２分の１補助を行っている事例がありますので、今後、実際に取り組まれている地域の効果も確認しながら、本市としても改めて各地域協議会等においての試験導入を検討してまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 最初に、冬期の運営マニュアル、改めて、私、去年の台風19号の際に、田沢コミセンが避難所になったので、そこで畳の部屋を使ったほうがいいだろうという話になったんです、ホールよりも。ストーブをつけてみたらカメムシが山ほど出てきた、捕っても捕っても。そうするとここは使えないだろうということでホールをお使いいただいたこともあるんですけども。

やってみないと分からないことっていっぱいあるんですよ。だから、冬期のときにストーブが使える状態だとかいうことがある、あるいはストーブが使えない、停電しているようなときだとかいうことがあるというのは、やはり実証実験みたいなことで一回やってみる必要があると思うんですけども、それを検討するというお話でしたけれども、ぜひやってもらいたいと思いますが、いかがなもんですか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 なかなか時間的な制限もあるかと思うので、全ての避難所で、例えば年度内に全て実施できるかどうか分かりませんが、例えば段階的に進めるような形でぜひやってみたいと思っております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） ぜひお願いします。冬期にやってみて、例えば停電している場合だと毛布１枚で足りないから２枚必要だとか、床に段ボー

ルベッドを敷くまではウレタンマットが必要だとか、そういうことが実際に分かってくると思うんですよ、本当にそこで過ごせるのか。3日間例えば過ごせば支援物資もいっぱい来ると言われていますから、その2日間とか3日間、自力でどう頑張るんだということを全体で研究しながらやってみたらいいと思うんです。ぜひそれは早急に、今年の冬あたり計画していただければなと思います。

さらに、段ボールベッドとかの関係ですけれども、準備を進めるという話で今伺いましたけれども、梅雨に入って、日本中、昨日もどこかで避難しなければならないんでないかみたいなニュースが出たりとか、すぐそこまでもしかすると災害が来ているかもしれないので、その準備をいつ頃まで最低限のめどを立てるようなことを考えているのか、いかがなものでしか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 まず、協定備蓄につきましては、今月中にでも協定は締結できると思っておりますし、購入については財政的な裏づけも必要ですので、それになるべく早く購入し備蓄できるように進めてまいりたいと思っております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） ぜひ急いでやっていただければと思います。

コロナ禍の中での避難所運営の部分で、各議員からもいろいろ話が出て、ちょっと問題になるのは、万が一——先ほど私が台風19号のときの人数を話しましたが——もっと被害が大きくて、避難者がばおっと集中したときにどう対応するのかということを決めておかなければならないと思うんですよ。そのときどういう判断をするのかというのはどうなっていますか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 避難所ごとの収容人員というのはこれまでも把握してきたところであります。ただ、正直申し上げて、単純にアリーナの

面積を居住スペースの面積で割っただけの人数なので、実際にそれが入るとは思っておりません。現実的に今議員の質問にありましたようにたくさんの方が押し寄せて入り切らないような状況になることは極力避けるために、まずはいろいろな方法を取っていきたいと思っておりますが、仮にそうなった場合の対応について、やはり事前に検討する、準備しておく必要があると思いますので、それらについてもスピード感を持って検討していきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） やはり平時の取組が大事だと思うんですよ、こうなった場合はこうすると。判定フローなどについてもきちんと周知徹底するということでしたので、一人一人がどういう行動をすればいいかということをややはり平時からやっておいて、一人一人の判定をどうするんだというのをきちんとして、人が集中しないように事前に検討しておくということを徹底してもらいたいと思います。7月1日号のところにそこも含めて、避難行動判定フローについても徹底を図っていただきたいなと思います。

もう1点、グリーンインフラの考え方ですけれども、グリーンインフラというのは本当は昔からあったんだと思うんですよ、いろいろな取組の中で。ただ、今改めて概念として政府も話をして、いろいろ各自治体の中でもそういう取組が進んできているということで、本市として政策的にきちんと盛り込んでいくと、グリーンインフラの概念、考え方を、そういうことが大事だと思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 グリーンインフラについては新しい概念であると思いますが、今議員の御質問にありましたように、本市でこれまで取り組んできた中身として、例えば公園緑地の整備でありましたり、森林あるいは農村整備などによる多

面的機能の発揮という観点ではこれまでも、グリーンインフラとは称さないまでも事業を行ってきたと思っております。

いずれにしましても、今後グリーンインフラの推進については防災・減災の視点からだけでなく、自然環境の多様性をどうやって施策に入れていくかというところについては今後具体的にどういう活用を図ることができるかなど検討を進めていきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 例えば、堀立川に遊水池があったりとか、山の整備をずっとやってきて、米沢的には森林を大事にしようということできずとやってきた、そういうことがグリーンインフラの取組であったと思いますし、これからもそういうことを中心に、ハードにだけ頼るのではなくて、自然の力を生かしながら防災・減災にしていこうということをぜひ、その取組をやっていただきたいと思います。

その取組をやる場合、先ほどからしつこいぐらい言っているようですが、いろいろな部課にわたるわけですね。市民環境部だけでなく産業部も関係する、その窓口になるようなところを決めてその計画をつくっていかねばならないと私は思いますけれども、その点についてはいかがなものでしょうか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 御質問のとおりだと思います。市民環境部だけでなく、産業部あるいは建設部等についても事業の推進に当たっては担当課になると思っておりますが、中心となって取りまとめる部署については今後検討させていただきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） ぜひグリーンインフラの考え方を取り入れながらやる、そして窓口をきちんと決めるということでやっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

いよいよ猿ですね。猿は本当に困りました。この間いろいろ取組をやっていただきましたけれども、そうした中で、改めて今日お聞きしたんですが、レベル4ぐらいの猿もいる、群れもいると。そうすると危害を加えるような群れであるし、先ほど壇上から答弁いただいたように、認識としてはかなりエスカレートしてきている、猿の行動が。どうするんだということが何よりも大事だと思うんですけども、レベルラインで17群でしたか、いるの。何群がレベル何ぼだとか、何群がレベル何に相当するというのは一定程度分かるものなんでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 17群の中には、被害が発生していない、こちらとしても捕獲対象としていない群れもございまして、一概には言えませんが、おおむね3ないし4ぐらいの数値で出ていると理解しております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 環境省は加害レベルを下げるということで、2014年4月に環境省と農林水産省が発表したニホンザルの被害対策強化の考え方では、加害群の状況に応じて全頭捕獲や加害群の個体数削減などの捕獲を進め、追い上げや侵入防止等の対策を並行して実施し、10年後の2023年までに加害群の数を半減させることを目指すということで、この間取り組んできたはずなんですよ。本市も取り組んできました。けれども、実際結果としてなかなか出せていない。

こうした中で、どうすればいいんだべなど。全体で住民がみんな頑張っぺと、かなり私も話をしています。みんな頑張るんだけれども、さっきも言ったように、追っかけてもそこまでしか逃げていかないわけです。電気柵もいろいろやって効果を出しているところもありますし、何をどうしてやっていくんだべと。市民一人一人が頑張っぺ、柿の木をなくしてこのようにすっぺとかいろいろやってきましたけれども、やはり学習させな

んねんですよ、先ほど壇上から言ったように。親子代々餌場をつないでいくわけですから、それをどこかで断たなければならない。そういう取組を考えていく必要がある。モンキードッグもかなり頑張ってもらいましたけれども、先日亡くなって、表彰までしていただきましたけれども。モンキードッグにも頑張ってもらったと。やはりもう一回ここで新たな策、いろいろ考えていかなければならないと思います、大胆な行動を。どうですか、いかがなものでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 これまでも加害レベルを下げるためにということで3つの施策を複合的にしっかりと組み合わせ対応していくということで、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理ということで実施してきた経過がございます。ただ、やはりこちらもしっかりと継続していかなければならない、また地域の方々に本気になって取り組んでいただく、そういったことも必要かなと思っております。

新しい効果的な手だて、様々な他自治体等の事例等も参考にさせていただきながらいろいろな手を打って、効果的な手段を模索していかなければならないと考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） ぜひいろいろ一生懸命頑張っぺし。猿被害は本当になくしたいです。中山間地の過疎につながるような問題で、今、田沢地区で、三沢地区もそうですけれども、ほとんどトウモロコシを作るのはやめました。トウモロコシが大好きです、猿。一番最初に狙ってきます。そういうのが分かっていますから、いろいろなことで、先ほど農業被害額も答弁していただきましたけれども、実際家庭菜園などでやられている被害を含めると幾らになっているか、想像を絶するぐらいになっているんでないかなと思います。そんなことで、いろいろ検討してやっていきたい。

そうした中で、電気柵、併せて電動エアガンは

やはり効果があるようです。そして、追っかけんなどでなくて、野生鳥獣対策システムを有効的に活用して待ち伏せして、猿が来たときにやっつけるというのは非常に効果があるそうです。待ち伏せに対しては、猿がおっかなくて来らんになると。追っかけられんのはある程度覚悟しているらしいんですが、待ち伏せして急にぽつとやられると。そういうことをぜひやってもらいたい。だから、鳥獣対策システムをもっとみんなが使えるように、日中いる人はやはり高齢の人が多かったですから、なかなかパソコンだけでは通用しない部分がありますので、もっと少し工夫をしながら、使えるようにやれないもんですか、いかがなものですか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 今、議員から様々御提案もあったという部分で、もっともだなと思いますし、そういったことができるのかどうかもしっかりと検証していきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 前にも提案したことがありますけれども、猿は分かるわけですよ、ある程度ここに来ているというのは。ルートも最近かなり分かっていますから、みんな、ここを通過してここに出てくるとか、いつ頃出てくるとか、そういうのも分かっていますから、ぜひ効果的にそれをやってみたい。待ち伏せして追い払う、そんなことを1年に何回かでいいと思うんですよ、地区挙げて取り組むとか、そういうことができないものかなと思います。

先ほど提案しましたけれども、電動エアガン、ぜひ使ってみたいと思っています。それは、私は走って追っかけたり花火を打ち上げたりして、かなり本気になって追っかけていくと俺よりちょっと足が遅いんだ、猿のほうが、本当に。道路を走る分には俺のほうがちょっと速いかもしれない、やぶに入られるとかなわないけれども、それは追っかけられるんだけど。日中、高齢の人

とかしかいないときでも電動エアガンは撃てますから、連射が利くので、ある程度ゆっくりでもいいからばばばと、逃げない猿を威嚇すればかなり効果があると思うんですよ。ぜひそのことをやれないもんだべがなす。少し予算を取っていただいて、やるということを考えていただけないかなと思うんですが、いかがなものですか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 有効な手だての一つだと捉えておりますので、前向きに検討していきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） ぜひモデル地区でもいいからつくっていただいて、効果がどう出るか実証しながらやっていただく。そしていろいろなことを組み合わせて、そのエアガンだけに頼ってはやはり駄目なんだと思うんですよ。いろいろなことを組み合わせて効果的にやっていく、そういうことをいろいろやってもらいたい。そして、その間に捕獲をして群れのレベルを下げるとか、そういうことも含めて実施するということが何よりも大事だと思いますが、最後お聞きしますけれども、本気になってモデル地区をつくってやってみてはどうですか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 これまでも各地域の方々に協力いただきまして効果を上げてきた地域もございます。そういった中で、やはり有害鳥獣対策連絡協議会の皆様といろいろと協議をさせていただきまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 有害鳥獣対策協議会もきちんと機能していないところもあるんだかもしれません、いろいろ話を聞くと。

そうすると、全体だけでなく、町内だとか本当にごく何か所か被害のひどいところを選んでモデル的にやるというようなこともいいと思い

ます。ぜひそういうことも含めて効果的にやる方法を検討していただければなと思うんですが、いかがなものですか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 先日も、以前購入したエアガンを充電して試してみたということで、担当課から話を聞いております。そういったものが今後どのように活用できるか、それらの検証も含めながら、十分な検証を行いながら、どのような取組ができるかどうかしっかりと検討してまいりたいと思います。

○鳥海隆太議長 以上で3番我妻徳雄議員の一般質問を終了いたします。

.....

## 散 会

○鳥海隆太議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時21分 散 会